

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第28号
2006.9

目次

巻頭言

- 「法の支配」確立に向けた「心」のこもった法整備支援
国際協力部長 稲葉 一生…… 1

国際研究

- I ベトナムの統治機構, 司法制度の概観
国際協力部教官 伊藤 文規…… 4
- 資料 政治局決議－2010年までのベトナム法律システムの構築と整備
のための戦略及び2020年までの方針について…… 22
- 政治局決議－2020年までの司法改革戦略について…… 33
- II 第10回国際民商事法金沢セミナー(2006.2.22開催)
国際協力部教官 伊藤 隆…… 42
- 講演録
- 「日本における敵対的買収とその防衛策」
東京地方検察庁検事(前法務省民事局付) 葉玉 匡美…… 46
- 「タイの企業動向について」
タイ弁護士 ダグラス・マンシル…… 58
- 「フィリピンの企業動向について」
フィリピン弁護士 ルイス・ホセ・フェラー…… 66
- 「法によるアジアの平和のために」
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫…… 73

国際協力の現場から

- 「今後とも国際協力専門官をよろしくお願いします」
大阪地方検察庁統括捜査官(前統括国際協力専門官)
吉川 勉…… 80

～巻頭言～



「法の支配」確立に向けた「心」のこもった 法整備支援

国際協力部長

稲葉 一生

このたび、法務総合研究所国際協力部長に着任いたしました稲葉です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前任は、奈良地方検察庁で次席検事をしておりました。マスコミを騒がす事件をはじめ様々な事件の捜査・公判等を行う検察の現場から、職務内容の全く異なる法整備支援等国際協力を専門に扱う部門に異動となり、若干戸惑いながらも着任し1か月余りが経過しましたが、この間日々の業務の中で感じておりますことをいくつか述べさせていただきたいと思っております。

法務総合研究所が法整備支援事業に乗り出し10年余り、法務総合研究所内に国際協力部が設立されてから5年余りが経過いたしました。その間、法務総合研究所は、多くの法整備支援事業に関与し、現在も遂行中であります。その支援内容を見ますと、大きく分けて、法令の制定や改正等の立法支援とそれを適用・運用する人材を養成する支援とがあります。支援の一環である国際研修だけをみましても、当部設立前のものを含めると、平成18年7月末現在、本邦における研修は98回を数え、25か国から916人の外国人研修員を受け入れ、また、支援対象国において開催されます現地セミナーに対する講師派遣の回数人員も、67回83人を数えるに至っております。

とはいうものの、当部だけでできることは、非常に限られており、法整備支援事業は、多くの機関、多くの皆様の協力により進められることによって実効あるものとなっております。このような協力関係が必要不可欠であるということを感じております。

法整備支援事業の多くは、政府開発援助（ODA）の技術協力として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）の事業として行われております。支援対象国、プロジェクト内容等は、その検討段階において、当部からも、提言をしたり意見を述べたりしております。そして、これらプロジェクトの多くでは、国内の支援組織として部会や研究会が設置され、当部の教官だけではなく、多数の大学の先生方、裁判官、弁護士等実務家の方々も、JICAからこれら部会等の委員の委嘱を受け、皆様、本来業務が多忙の中、長期にわたり、多くの時間と労力を割いて、ボランティア的に支援事業に取り組んでいただいております。本当に頭が下がる思いがいたします。

これら部会や研究会の開催、支援対象国の研修員を本邦に招いての研修等に関しては、財団法人国際民商事法センターが、法整備支援業務を支えていただいております。

また、当部が実施しております本邦研修におきましては、研修テーマにふさわしい講義をしていただくために、多くの方に外部講師として来ていただいたり、研修員の視察等の受入

れやその際の説明などにも多くの機関に御協力をいただいております。

さらに、支援事業を実効あるものとするためには、対象国において、日常的に専門的見地からその支援に携わることが重要であり、そのために、JICAの長期専門家として、当部の教官を派遣しています。長期専門家には、検察官出身者だけでなく、裁判所からは裁判官を、日本弁護士連合会からは弁護士を、それぞれ派遣していただいています。支援対象の中心が、民事裁判実務に関する分野であり、その専門的知識経験を有する裁判官や弁護士の御協力を得ることがどうしても必要なのです。このように長期専門家として派遣されている方々が、出身母体の理解と支援、御家族の理解と協力の下、現地に常駐して支援事業に取り組んでいただいていることにより、我が国の法整備支援事業が、現地での信頼を獲得し、きめ細やかな実効性あるものとなっているのです。

すべてを列挙したわけではありませんが、部長に就任して以来、このような多くの関係者の御協力で、法整備支援は成り立っているということを改めて認識した次第です。検察の現場におりますと、警察等の捜査機関や上級庁との協議・協調はもちろん必要ではありますが、地方検察庁限りで仕切れる業務が多いことと対照的であります。

ところで、法整備支援は、その達成までに時間の掛かるものです。我が国も明治時代、フランスやドイツから専門家を招き、彼らから多くを学びながら基本法の整備を行いました。法律が整うまで20年から30年も掛かりました。支援事業においては、法律ができればそれですべてうまくいくかというところがそういうものではありません。その国において、新しい法律を的確に運用していく実務家が安定的に育たねばなりません。これまで支援してきた対象国においては、まだ完全ではないにしても、ある程度基本的な法律が起草され整備されてきており、今後、支援業務は、起草支援から人材育成支援へとその中心が移ろうと思われまいます。そして、その支援には、多くのマンパワーと関係機関の更なる理解と協力が必要であることを強く感じています。

私が当部に着任いたしまして、これまでの支援事業の内容等を確認しながら、そもそも「法整備支援」とは何なのか、改めて考えてみました。当部の初代部長が、専門雑誌に書いたところでは、「開発途上国の行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動」と定義付けられています。では、何を目指してそのような支援を行うべきなのでしょう。それは、やはり、相手国が、法の支配が確立した民主的な法治国家となるように支援することではないかと思えます。

これまで、私たちが行ってまいりました民法や民事訴訟法の起草支援におきましては、日本法を一方的に押しつけるのではなく、先方の意思を十分尊重し、相手と対話し、信頼関係を築きながら、その国にふさわしい法律を作るという姿勢で進めてまいりました。特に民法や民事訴訟法のような基本法は、それぞれの国の歴史、文化、伝統や習慣などと強く結びついた、ある意味で国民生活の根幹を規定する法制度を構築するものですから、支援する側の国の法律をそのまま翻訳して対象国に渡すようなやり方では、支援の目的を達成しないまま終わってしまうことになりかねません。

例えて申し上げるなら、「日本法」という木の苗を移植しても、その土地に根付かず枯れて

しまつては、意味がないのであり、現地の実情をよく調査し、現地の意見を聞きながら、その土地にふさわしい木の苗を選び、必要があれば品種改良を行った上、現地の人々と共同して植え付け、育てることが大切なのだと思います。そして、時間はかかるかもしれませんが、その木がしっかりその国の大地に根を張り成長して、初めてその国に「法の支配」が確立されることになるのではないのでしょうか。法整備支援事業は、相手国の関係者と当方の担当者との間で信頼関係を築くことによって成功するのだと思います。法律を作るのも運用するのも人です。その意味では、人が織りなす事件を扱う検察の現場で、検察官は事件関係者と誠意をもって対話し信頼関係を築かなければ、真実の供述を得ることができないことと共通するものがあると感じています。そして、「法の支配」が確立されれば、仮にトラブルが起きても法による解決が約束されることになるわけですから、我が国の企業も安心してその国に進出したり、その国と取引ができるようになるでしょう。

我が国と関係が深いアジアの諸国において、法律が整備され、それをきちんと運用できる人材が育ち、「法の支配」が確立されるよう支援することが、平和国家であり法治国家である我が国の務めではないかと考えています。そのためにも、対象国の人々から「心のこもった支援」を受けたと評価してもらえるような支援を心掛けたいと思っています。

各方面からの御意見や御批判には謙虚に耳を傾け、国際協力部長としての重責を果たすべく全力を尽くす所存でございます。皆様方の御理解と御協力、御指導をよろしくお願い申し上げます。

～国際研究 I～

ベトナムの統治機構，司法制度の概観

国際協力部教官

伊藤文規

序

～ベトナムに対する法整備支援の経緯等について

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策を採用して、従前の計画経済から市場経済への移行を目指し、1992年には法治主義と市場経済システムの導入を宣言した新憲法を成立させ、法制度の整備を本格的に指向しはじめた。

我が国の法務省によるベトナムに対する法整備支援は、上記のとおり法制度整備を急務と位置付けたベトナムからの支援要請を受け、1994年にベトナム司法省幹部職員に対する国内研修を実施したことに始まり、法務省の民商事法分野における支援としてはベトナムに対する法整備支援がもっとも古いものである。その後、1996年には国際協力事業団（現「国際協力機構」）（JICA）による政府開発援助（ODA）の枠組みでベトナム重要政策中枢支援（ベトナム法整備支援プロジェクト）が開始され、法務省法務総合研究所は、JICA その他の関係者と協同し、国内研修や現地におけるセミナーの開催、長期専門家の現地派遣などを行い、同プロジェクトの実施に関して積極的な役割を果たしているほか、ベトナム最高人民検察院との専門家交換を行って相互の司法制度の理解を深め、上記プロジェクトの遂行に必要な知識の獲得やベトナム司法制度の現状把握を行うなどしながら、ベトナムに対する法整備支援活動を継続的に実施している。

法務総合研究所国際協力部では、ベトナムに対する法整備支援活動を実際に担当する部署として、上記の諸活動を経て、当部在籍教官や現地専門家などの諸先輩方により、これまでベトナムの統治機構や司法制度等に関する研究結果が蓄積され、その成果の報告が既刊の「ICD NEWS」に逐次掲載されてきたところ¹、ベトナムにおいては、1992年憲法に謳われた法治国家の構築につき、これをいっそう推進するために、2005年5月及び同年6月、相次いで法整備や司法改革に関するベトナム共産党中央執行委員会政治局決議が採択され、ベトナムの司法制度改革の方向性が打ち出されるとともに、司法制度の段階的変革がまさに現在行われているところである。

¹ ベトナムの司法制度に関しては、ICD NEWS 第2号及び第5号（法曹養成制度や弁護士制度、刑事司法制度など）、第21号及び第26号（民事訴訟法について）、第5号及び第23号（刑事手続や制度など）などに詳しく掲載されている。

また、こうした状況下、我が国のベトナムに対する法整備支援活動も、「市場経済への移行」に加え、あるいはこれを超えて、ベトナムにおける「法治国家」の構築に向けた「法の支配」に本格的に重点を置く新たな局面に入っている。

本稿では、こうしたベトナムにおける法整備支援の状況にかんがみ、ベトナムに関する統治機構や司法制度の現状把握を目的として、これまでの「ICD NEWS」での諸先輩方の報告後に新たに当部に蓄積された知識や情報を踏まえ、改めてベトナムの基礎知識を含めて統治機構や司法制度について、従前の成果の概観とレビューを行うとともに、上記の政治局決議の概要を紹介するものである²。

² 上記決議の和訳版は JICA によるものであり、JICA から本稿に資料として添付する旨了解を得たものである。JICA の御高配に対してこの場を借りて感謝申し上げます。

なお、本文中の憲法の和訳等は英語版を仮訳したものであることを了解願いたい。

第1 ベトナムの基本情報³

正式名称：ベトナム社会主義共和国（Socialist Republic of Vietnam）

漢名「越南」（音でヴィエットナム＝ベトナム），ISO コードは VN/VNM

地理：インドシナ半島の東南端に位置し，北に中華人民共和国，西にラオス人民民主共和国及びカンボジア王国と国境を接しており，本土並びに南シナ海所在のホアンサー・チュオンサー両群島及びタイ湾のフークオック島など諸島々から構成されている。本土は，南北 1,650km に及ぶ一方，東西の幅はもっとも狭い場所では 50km 未満であり，極めて細長い国土をしている。

（資料1として添付の地図参照）

面積：32万9,241平方キロメートル（九州・沖縄を除く日本の面積とほぼ同じ）

国土の75%が山岳と高原地帯。

気候：北部は亜熱帯モンスーン，南部は熱帯モンスーン。

人口：8,312万人（2005年末現在）

（1999年時点では7,871万人であった。）

首都：ハノイ（人口約310万人）（cf. ホーチミン市は約570万人）

（2006年2月現在）

行政区分：59省＋5中央直轄市（ハノイ，ホーチミン，ハイフォン，ダナン，カントー）

GNP（1人当たり）：552米ドル（2006年9月現在）

（1999年時点では370米ドル）

経済成長率：8.4%

民族：キン族（京族）が約84%を占め，ほかにミヤオ（苗）族，モン族，チャム族，ムオン族，メコンデルタの先住民族であるクメール族などの少数民族がおり，ベトナム国家がベトナムを構成している民族として認定した少数民族数は53である。

言語：ベトナム語（公用語）

文字：かつては字喃（チュノム・ベトナム語を表記するために漢字を応用して作られた文字）を使用していたが，現在はローマ字を一部改変したアルファベットを使用している。

通貨：ドン（VND）（円換算では概ね1,000ドン＝約7円）

宗教：仏教（大乘仏教）が主，他にキリスト教，イスラム教，道教，原始宗教，新興宗教のカオダイ教，ホアハオ教などがある。

略史：1945年9月2日 共産党ホーチミン主席が「ベトナム民主共和国」として独立宣言

1976年 南北統一，ベトナム社会主義共和国に国名改称

³ 詳しくは，外務省の HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>，在ベトナム日本大使館HP <http://www.vn.emb-japan.go.jp/>などを参照されたい。

1977年9月20日 国連加盟
1986年 第6回党大会でドイモイ（刷新）政策を採用
1995年 ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟
1998年 APEC（アジア太平洋経済協力会議）正式加盟
WTO（世界貿易機関）へも加盟予定（2006年9月現在）。

第2 ベトナムの統治機構

1 ベトナムの統治機構は、いわゆる社会主義モデルと呼ばれる統治機構であり、共産党による一党支配の下、「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」を統治の基本原理としている。

この原理の下では、すべての国権は人民に属し、人民は直接選挙、平等選挙により人民の代表者たる国会議員を選出し、その国会議員により構成される国会を通じて、人民がその権力を行使するのであり、国会はすべての人民階層を代表する最高の機関である。

4

ベトナムでは、1945年のベトナム人民共和国樹立後、1946年に憲法を制定し、以後、1959年、1980年、1992年に順次憲法を改正したが、現行の1992年憲法においても上記原則は引き継がれている（なお、以下、単に「憲法」とした場合は1992年憲法を示す。）。

1992年憲法第2条⁵

「ベトナム社会主義は、人民の、人民による、人民のための法治社会主義国家である。全ての国権は、人民に属し、労働階級、農民、識者の連合体に基づいている。国権は、国家機関に統一され、分権化されている。国家機関は、立法権、行政権及び司法権を行使するにあたり、互いに協力するものとする。」

同法第6条

「人民が選出し、人民の意志と抱負を代表し、人民に責任を負う国会及び人民評議会を通じ、人民は国権を行使する。国会、人民評議会及びその他の国家機関は全て民主集中原則により組織され運営される。」

同法第83条

「国会は人民を代表する最高の機関であり、かつ、ベトナム社会主義共和国の国権の最高機関である。・・・国会は国のすべての活動に対する主権的管理を行使する。」

2 憲法により国家機関として規定されているのは、

- ① 国会（第6章）
- ② 大統領（国家主席）（第7章）

⁴ 欧米型の抑制と均衡を図る三権分立の原理とは異なり、すべての国家権力は人民の代表である国会に属し、その権力の行使を国会が直属の国家機関に分担させるという原理であり、権限分配あるいは三権分業などと呼ぶこともある。

⁵ 1992年憲法については、第10期国会第10会期において、「1992年憲法条項改正補足に関する2001年12月25日決議案No.51/2001/QH10」が可決され、一部改正が行われた。上記に掲げた憲法第2条については後段部分が新たに付加された。

- ③ 政府（第8章）
- ④ 人民評議会と人民委員会（第9章）
- ⑤ 人民裁判所，人民検察院（第10章）

の5機関である。

また，ベトナム共産党に関する規定が憲法第4条に規定されており，ベトナム共産党がベトナムの「全人民の利益を忠実に代表する」組織であり，「国家・社会の指導的勢力である」旨明記されている。

このほか，憲法には，「ベトナム祖国戦線」という組織に関する規定が同法第9条，第13条，第111条，第112条及び第125条にそれぞれ設けられている。

このベトナム祖国戦線は，上記のように憲法上で認められた公的な政治連合組織であり，共産党，労働総同盟，婦人会連合，法律家協会，仏教会，赤十字協会，ジャーナリスト協会などを構成団体とする政治・社会・経済団体を広く包摂する組織であって，とりわけ国会や地方議会（後述の人民評議会）の選挙においては，立候補者の選択を行うなど大きな力を有している組織である（従前は祖国戦線の推薦を受けなければ選挙に立候補すらできなかったが，1992年の選挙法改正により祖国戦線の推薦を受けなくても立候補することも一応可能となった。）。

なお，憲法に基づく国家機構図を資料2として添付する。

以下，統治機構としての上記機関及び共産党について個別に見ていくこととするが，⑤の人民裁判所及び人民検察院については「第3 ベトナムの司法制度」において述べることとする。

3 国会（憲法第6章）

(1) 国会は，一院制であり，上記憲法第83条に規定されたとおり人民を代表する国家の最高機関であり，立憲・立法権を有する唯一の機関である。

国会は，基本的な国内・対外政策を決定し，国家防衛及び安全保障の任務，国家機構の組織と活動を規律する基本原理に関して責任を有し，国家機関・社会・人民などすべての国家の活動全体に対する最高監督権限を有する（憲法第83条）。

国会の会期は5年であり（同法第85条），毎年2回の会議を開催し，常任委員会が召集する（同法第86条）。選挙権は満18歳以上の男女，被選挙権は満21歳以上の男女に与えられる。

近時の国会議員選挙は，2002年5月19日に実施された第11期国会議員選挙であり，同選挙では498名（定員上限500名）が当選し，そのうち現職国会議員が135名，女性については136名おり，少数民族は86名，非共産党員は51名となっている。ちなみに同選挙の投票率は99%以上の非常に高い投票率であり，こうした選挙管理に関しては祖国戦線の果たす役割が極めて大きいと思われる。

なお，ベトナムの国会議員は何らかの職を持つ非専従国会議員が圧倒的多数を占めている。

(2) 憲法上に規定された国会の具体的義務と権限

国会の義務と権限については、憲法第 84 条に規定されており、具体的に挙げると

- ・ 憲法制定と改正，立法と改正，法律及び布告発布計画
- ・ 憲法，法律及び国会決議に準じた主権的管理の行使
- ・ 社会・経済発展計画の決定
- ・ 国家の財政及び通貨政策について決定する。国家予算案及び中央政府の予算支出について決定する。国家予算の合意を承認する。税を制定し，変更し，又は廃止する。
- ・ 国会，大統領，政府，人民裁判所，人民検察院及び地方行政などの組織と活動を規定する。
- ・ 国家の大統領，副大統領，国会議長，副議長，国会常任委員会委員，首相，最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官を選任し，解任し，免職する。副首相，各省大臣及びその他の政府幹部の指名，解任及び免除に関する首相の提案を承認する。
- ・ 政府各省及び省レベル政府機関を設置若しくは廃止し，地方省及び中央管轄市の制定，合併，分割，又は境界調整，特別行政経済部を設置若しくは解散する。
- ・ 大統領，国会常任委員会，政府，首相，最高人民裁判所，最高人民検察院などが発布したすべての文書で，憲法と法及び国会決議と矛盾するものを廃止する。
- ・ 恩赦を公布する。
戦争と和平に係る問題を決定し，緊急事態及びその他の国家防衛と安全を保証するための特別措置を宣言する。
- ・ 対外関係の基本政策を決定し，大統領の提議により調印若しくは参加した国際協定の批准若しくは廃止を行う。
- ・ 国民投票を実施する。

などである。

国会は，大統領，行政府の長である首相，司法機関である最高人民裁判所及び最高人民検察院の長である各長官について，任免権限を有しており，これらの者はその活動に関して国会あるいは国会常任委員会に報告しなければならない。

(3) 国会常任委員会

国会常任委員会は国会の常設委員会であり（憲法第 90 条），国会が閉会中はその職務を代行する。国会常任委員会は少なくとも月に 1 回の定期的に行われることとされている。

国会常任委員会の構成員は国会議長，副議長，国会が選出する委員であり，国会議長が委員長を務め，委員は 13 人である。その責務・権限は憲法第 91 条各号により以下のとおり規定されている。

- 1号 国会議員選挙を公布し指導をする。
- 2号 国会の会議の準備を行い、運営と指導を行う。
- 3号 憲法、法律及び布告の解釈をする。
- 4号 国会の委任を受けた事項について布告を制定する。
- 5号 憲法、法、国会決議、布告、国会常任委員会決議などの実施に当たり、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院などの活動を監督・管理し、正規の文書で政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院が発布したもので憲法、法及び国会決議に反するものの執行を停止し、それを国会に報告してそれらの廃止について国会の決定を得、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書で布告及び国会常任委員会決議に反するものを廃止する。
- 6号 人民評議会の活動に関して監督管理、指導を行い、地方省及び中央直轄市の人民評議会における誤った決議を取り消し、地方省及び中央直轄市の人民評議会が人民の利益を著しく害する場合はこれらを解散する。
- 7号 国籍問題審議会と国会委員会の活動を指示し、調和をとり、そして調整し、国会のメンバーに支援を与えて良好な作業条件を保証する。
- 8号⁶ 国会休会中に国家が侵略を受けた場合、戦争事態の宣言を決定し、次の国会会期でそれを審議し決定するために国会に報告する。
- 9号 総動員若しくは部分動員を宣言する。全土に若しくは特定地域に緊急事態を宣言する。
- 10号、11号は省略。

以上のとおり、国会常任委員会は極めて広範な権限を有している。

(4) 国会議長

国会の長は国会議長であり、国会議長は「会議の議長となり、法律及び国会決議を署名により認証し、国会常任委員会の活動を指導」するなどの責務と権限を有している。

国会議長の国家における序列は、後記4のとおり、原則として第四位とされている。

なお、2006年4月に第10回共産党大会が開催され、その後の同年5月16日から同年6月29日まで開催された第11期第9回国会において、グエン・フー・チョン氏が国会議長に新たに選出された。

(5) 国会議員の質問権

国会議員は、大統領、国会議長、首相、各省大臣、その他政府幹部、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官などに質問をする権利を有しており、質問を受けた者は、原則として会期期間中に回答しなければならない（憲法第98条）。

4 大統領（憲法第7章）

大統領は国家元首であり、対内対外的にベトナム社会主義共和国を代表する（憲法第101条）ものであり、国会議員の中から国会が選出し、任期は国会の任期に準じる（5

⁶ 脚注5の決議により第91条第8号が削除され、第9号以下の番号が繰り上げられた。

年)。大統領は、国会に対して責任を負い、国会に対する報告義務を負う（同法第 102 条）。

大統領の具体的職責・権限は同法第 103 条に掲げるとおり、

- ・ 憲法・法律・布告を公布する。
- ・ 軍を統括し、国防安全保障評議会の議長を務める。
- ・ 副大統領、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の選任、解任、免職について国会に提案する。
- ・ 国会の決議に基づき、副首相、大臣及び政府の他の幹部を任命し、解任し又は免職する。
- ・ 副大統領、最高人民裁判所裁判官、最高人民検察院副長官を任命、解任、免職する。

など、国会が採択した憲法、法律などを公布し、国家の主要人事案件の国会に対する提案を行うことなどがその主要な任務である。

なお、前記の第 11 期第 9 回国会において、グエン・ミン・チエット氏が大統領（国家主席）に新たに選出された。

5 政府（憲法第 8 章）

(1) 政府は、国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の国家行政の最高機関である。政府は、国の政治、経済、文化、社会、国防、治安及び対外関係業務などの諸業務について統括し管理する。また、政府は、国会に対して責任を負い、国会、常任委員会及び大統領にその活動について報告するものとされている（憲法第 109 条）。

政府の責務と権限は、

- ・ 各中央省庁、省と同格の機関及び政府機関、すべてのレベルの人民委員会の業務を指揮し、中央から末端に至る行政機構の統一的システムを設定及び統合し、人民評議会が上位の行政機構からの指示事項を実行する際の指導と管理を行い、法の規定する人民評議会の任務の遂行及び権限の行使に際して良好な条件を整え、国の官吏、公務員を訓練、養成等する。
- ・ 国家機関、社会・経済組織、軍及び人民の間における憲法と法の実践を保証する。
- ・ 法案、布告及び他のプロジェクトを国会と常任委員会に提出する。
- ・ 国の対外関係業務について包括的管理を行い、政府に代って国際協定に調印及び承認し、ベトナム社会主義共和国が同意又は加盟した国際協定の実践を指導し、国益及び外国に居住するベトナム人民及び組織の合法的な利益を保護する。

などであり、憲法第 112 条により規定されている。

(2) 政府は、首相、副首相、閣僚及び他の政府幹部（各省大臣及び省と同レベルの国家委員会の長）により構成され、副首相は 3 人とされている。

首相は、政府の長として、政府、政府メンバー、すべてのレベルにおける人民評議会の業務を指揮し、閣僚会議の議長を務め、国会に対して責任を負い、国会、国会常任委員会及び大統領に対して業務の報告を行う（憲法第 110 条）。首相の職責と権限に

関しては憲法第 114 条に規定しており、副首相等の人事について国会に提案するほか、副大臣及び同レベルの官吏の任免等、中央直轄市人民委員会委員長及び副委員長の任免等に関する承認権を有する。

副首相は、首相と国会に対して責任を負い、首相の業務を補助し、首相不在のときには首相の委任を受けた副首相が首相の業務を代行する。

閣僚及び他の政府幹部は、それぞれの権限にある部門や分野における国家行政について長として業務を執行するとともに、全国を通して責任を有しており、首相と国会に対してその権限の範囲内で責任を負う。

政府メンバーの任命に関しては、首相については、大統領の提案により国会が国会議員の中から選出し、副首相以下は首相の提案により国会が承認の決議をした後に大統領が任命する。副首相以下は国会議員である必要はない。

なお、前記第 11 期第 9 回国会において、グエン・タン・ズン氏が首相に新たに選出された。

(3) 政府に直属する機関は、中央省庁、これと同格の機関（国家監察院、国家銀行、政府官房、税関総局、観光総局、統計総局）、地方行政組織である。

ベトナムの司法省は、政府直属の中央省庁の一つとして設置されており、所管事項に関する法規範文書の起案、国会に提出される他省庁起案の法案の審査などを行っている。

また、ベトナムの地方行政単位は三層からなっており、最上位が省（プロヴィンス）⁷あるいは中央直轄市、その下に県（ディストリクト）⁸、省直轄市、市（中央直轄市の場合は特別区、県、市）があり、その下に街区、村、町（特別区の場合は区）が置かれている。いずれの地方行政単位についても人民評議会（地方議会の役割）及び人民委員会（地方行政機関の役割）が置かれている。

6 人民評議会と人民委員会（憲法第 9 章）

(1) 人民評議会は、「国権の地方機関であり、人民の意思等を代表し、地方人民により選出され、人民及び上級国家機関に対して責任を負う」（憲法第 119 条）機関であり、地方議会としての役割を持ち、その議員は住民の直接選挙で選出される。議員の任期は 5 年であり、人民評議会の議長及び副議長は議員の中から選出される。人民評議会の責務は憲法第 120 条に規定されているが、要するに、人民評議会は、憲法、法律及び上級国家機関の命令に基づいて、憲法及び法を地方において厳正に実施するための決議を行うとともに、社会経済の発展と予算の執行、地方レベルでの国防と安全、人民の生活条件の安定・向上のための措置について、上級機関から委任されたすべての責務を完遂し、国全体に対するすべての義務を履行するための決議を行うことが任務

⁷ ここでは、ベトナムの行政単位について、プロヴィンスを省、ディストリクトを県としたが、この訳については、前者を省、後者を郡とするもの、前者を県、後者を郡とするものもあり、確立した訳ではないことをお断りしておく。

⁸ 脚注 7 に同じ

である。

また、人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会委員長及び委員、人民裁判所裁判官、人民検察院の長及び人民委員会の下部機関の長に対して質問をする権限を有しており、質問を受けた者は一定期間内に回答しなければならない（憲法第122条）。

(2) 人民委員会は、人民評議会により選出された委員長、副委員長及び委員で構成される「評議会の執行機関」であり、「憲法、法、上級国家機関の正式文書の命令及び人民評議会決議を実践することを任務としている」（憲法第123条）。

人民委員会の委員長は人民評議会議員から選出されることになっており、副委員長や委員は人民評議会議員である必要はないが、その選出には直近の上級人民委員会の委員長の承認が必要である。省や中央直轄市の人民委員会の委員長と副委員長の任命については首相の承認が必要である（憲法第114条3項）。

人民委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は人民評議会と同様である。

7 共産党

憲法第4条により、ベトナム共産党はベトナムの「全人民の利益を忠実に代表する」組織であり、「国家・社会の指導的勢力である」旨規定されている。

共産党と国家機関との関係については、一義的かつ安易にここで述べることはできないが、共産党の方針が国家機関の政策決定に少なからず（というより決定的な）影響を与えることは確かである。⁹

共産党の組織構造について簡単に触れておくと、党の最高意思決定機関は全国代表会議、いわゆる党大会であり、原則5年ごとに開催される。この党大会では前回党大会以後の活動総括や次回党大会までの基本方針の策定、中央執行委員の選出などが行われる。もっとも、党大会は5年ごとに開催される非恒常機関のため、党大会で選出された中央執行委員により構成される中央執行委員会が党大会開催前後の期間に実質的な活動を行っている。中央執行委員会では、中央執行委員の中から党の指導部を形成する政治局員などを選出し、この政治局員が中央執行委員会政治局を形成し、党の具体的な活動方針を決定している。また、政治局員のトップは書記長¹⁰である。共産党を含めた統治機構における通常の序列としては、書記長が第一位、大統領が第二位、首相が第三位、国会議長が第四位とされる。

なお、前記のとおり、2006年4月に第10回党大会が開催され、ノン・ドゥック・マイン書記長が再選された。

第3 ベトナムの司法制度

1 ベトナムの司法機関は最高人民裁判所及び最高人民検察院であり、両機関ともに憲法上に規定された司法機関である（憲法第10章）。

⁹ であるからこそ、冒頭の序で述べた、法整備や司法改革に関する共産党中央委員会決議が大きな意味を持っているのであるが。

¹⁰ この訳に関しては、ベトナム語の原義に忠実にすると総書記となるようであるが、他国の共産党における呼称に合わせて書記長とした。

最高人民裁判所及び最高人民検察院ともに最高機関である国会に直属し、それぞれの長たる最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官ともに憲法上は同格であり、いずれの長も国会に任免権限がある。

憲法第 10 章では、最高人民裁判所及び最高人民検察院の責務として、

憲法第 126 条

「人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの機能の範囲内で、社会主義の合法性、社会主義体制、人民による支配、国家及び共同体の財産、人民の生命、財産、自由、名誉及び尊厳を保護する義務がある。」

との総則的規定を置き、第 127 条以下に最高人民裁判所及び最高人民検察院に関する規定を個別に設けている。

2 人民裁判所について

(1) 憲法第 127 条及び裁判所組織法により、ベトナムの裁判制度は、最高人民裁判所、下級人民裁判所（省（プロヴィンス）級人民裁判所及び県（ディストリクト）人民裁判所）及び軍事裁判所の 3 種類に大別され、人民裁判所の場合、「最高の司法機関である」（憲法第 134 条）最高人民裁判所の下、行政区分に応じて、省級人民裁判所、県人民裁判所が設置されており、3 級制が採られている。軍事裁判所の最高責任者は中央軍事裁判所所長であるが、これは最高人民裁判所副長官が兼務する。

最高の司法機関である最高人民裁判所の組織は、最高意思決定機関である最高人民裁判所裁判官評議会を頂点として、その下に専門裁判所として刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、労働裁判所及び行政裁判所などが置かれ、そのほか司法行政を担当する事務局や裁判理論研究所なども裁判官評議会の下に置かれているという構造になっている。上記裁判官評議会は、2006 年 9 月現在で 13 名の裁判官により構成されており、法の統一的適用を図るため法規範文書である「指導通達」を發布し、下級裁判所の裁判における法律適用に関する指導を行っている。

現在、最高人民裁判所の裁判官は 107 名であり（2006 年 9 月現在）、下級人民裁判所と軍事裁判所も含めると、裁判官は約 3,300 人である。

裁判官の任命権に関しては、最高人民裁判所長官の任命権はすでに述べたとおり国会が有し、最高人民裁判所裁判官の任命権は大統領が有している。

また、従前、下級裁判所の組織管理は司法省が行っており、下級裁判所裁判官の任命権は大統領が有していたが、2002 年 10 月 1 日から改正人民裁判所組織法に基づき下級裁判所の人員や予算等の組織管理は最高人民裁判所の下に統一された。現在は、下級裁判所の裁判官の任命は最高人民裁判所内の **Judicial Selection Committees** の選考に従い最高人民裁判所長官が行っている¹¹。

(2) ベトナムの司法制度における審理は、原則として二審制であり、第一審裁判所の直

¹¹ 裁判官の任用制度については、「ICD NEWS」第 2 号掲載の丸山毅元当部教官にかかる研究報告「ヴェトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革」に詳しい。

属の上級裁判所が控訴審を担当しているところ、ベトナムの控訴審は下級審の審理とは独立に審理をやり直す覆審制であり、控訴審が事後審である日本の制度とは異なる。

また、ベトナムでは、監督審制度¹²及び再審制度¹³が存在しており、大雑把に言えば、監督審は、裁判（判決、決定）の効力発生後、その裁判における重大な法令適用の誤りを是正する制度、再審は、裁判の効力発生後、実質的に内容を変更する必要がある、かつ、裁判所が裁判時に知らなかった新たな事実が判明した場合に事実認定の内容を是正する制度と言える。

このうち監督審は、日本にはない制度であるところ、申立権者は最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官等に限られており、当事者には申立権はない¹⁴。

その意味で監督審は日本の刑事訴訟法上の非常上告制度に類似していると言えなくもない。

もっとも、ベトナムにおける監督審は近時の統計（2004年10月から2005年8月末までの期間）では刑事以外の事案だけでも約650件もの多数にのぼっており、日本の2004年統計における最高裁判所の民事事件の上告及び上告受理事件判決数が約160件であるのに比べても非常に多い¹⁵。

- (3) ベトナムの裁判制度の特徴の一つとして、人民参審員制度がある。これは、第一審において裁判官と同等の立場で人民参審員が人民の代表として裁判に参加する制度であり、第一審裁判は裁判官1名及び人民参審員2名の合議体で審理を行い、評決は多数決により決し、判決を下す。

人民参審員は各級の祖国戦線委員会の推薦により当該級に応じた人民評議会によって選任されることになっており、共産党員や党の支持者が選ばれることが多い。

控訴審、監督審、再審は、職業裁判官のみで構成される。

3 人民検察院

- (1) ベトナムの人民検察院の構成は、裁判所の構成に対応して、最高人民検察院、省級人民検察院、県級人民検察院、軍事検察院という構成である。

最高人民検察院長官は、大統領の提案に基づき国会が任命する。最高人民検察院副長官は大統領に任命権がある。

¹² 監督審制度：2003年刑事訴訟法第6編第30章，2004年民事訴訟法第4部第18章

¹³ 再審制度：2003年刑事訴訟法第6編第31章，2004年民事訴訟法第4部第19章

¹⁴ 監督審は申立権者の異議申立てに始まるが、異議申立期間は、刑事では有罪判決を受けた者にとって不利益な申立ての場合は裁判が効力を発生した日から1年以内、民事では裁判が法的効力を有した日から3年以内とされており、理論上では当事者が裁判の内容に不満がなく裁判結果に基づいて活動していても、最高人民裁判所長官や最高人民検察院長官などが異議申立てをし、これにより監督審で元の裁判結果が覆り、かえって法的安定性を害してしまうこともあり得る。この意味でベトナムにおいては当事者の控訴申立期間が経過しても裁判は確定しない。もっとも、刑事事件に関しては、裁判に不満を持つ当事者から裁判所や検察院に異議申立てを促し、これにより申立権者が異議申立てをするというパターンも多いとのことであった。

¹⁵ 監督審決定数が多いのは、ベトナムに判例制度がなく同様の誤りを下級審などが繰り返してしまっているからであるとの指摘もあり、現在、ベトナムにおける判例制度の導入に関する提言が日本の判決書・判例整備共同研究会メンバーの御尽力により日越共同提言という形で行われる予定である。

人民検察院の役割は、

憲法第 137 条

「最高人民検察院は、検察権を行使し、司法活動を管理し、法の厳守、統一的遵守の保障に資するものとする。地方の人民検察院、軍事検察院は、法に定める各々の管轄範囲内で検察権を行使し、司法活動を管理するものとする。」¹⁶

と定められており、検察事務の遂行に当たっては、他機関からの干渉を受けることなく、検察権を行使する。もっとも、最高人民検察院長官は、国会会期中は国会に対し、休会中は国会常任委員会及び大統領に報告書を提出する義務があり、地方人民検察院長官は、当該地域における人民評議会に業務について報告し、人民評議会代表者の質問に回答する責任を負っている¹⁷。

人民検察院の責務と権限に関しては、従前は、最高人民検察院に各省、省と同等の機関、その他政府機関、地方政府機関、経済組織、社会組織、人民軍部隊が法を遵守するよう監督し管理する（いわゆる「行政監察」。）旨の責務を負わせており、これが人民検察院に多大な負担を課していたのであるが、脚注 5 記載の決議による憲法改正により、この行政機関等に対する人民検察院の広範な行政監察の責務が削除された。

この行政監察の責務の削除は、司法改革の一環として行われた改正であり、人民検察院の本来担当すべき検察権の行使をより強化させるために過大な負担を除去しようという趣旨によるものである。しかし、上記改正後も、人民検察院の司法活動に関する監督については、当面の間、人民検察院の責務と権限として残存することとされた。そのため、人民検察院は現在でも裁判の監督権限と責務を有しており、具体的には、確定裁判に対して法令適用の誤りを理由として監督審の申立てを行うこと、市民間の民事事件についても検察官が法廷に立会し、裁判を監督した上、裁判に誤りがあれば監督審の異議申立てを行うことが人民検察院の責務と権限とされている。なお、人民検察院は今後の方向性として基本的に公訴機関に特化して刑事事件への関与のみを担当することを目指しているとのことであり、司法活動に関する監督のうち民事事件への立会や監督審への関与などについて再考していくことになると思われる。

(2) 人民検察院の権限

上記のとおり、人民検察院は、行政機関が法を遵守しているか監督するという行政監察の責務から解放され、現在の人民検察院の権限としては、公訴を行うこと、捜査の適正を図り、裁判所の正当な法適用を監督し、判決の執行、身柄拘束機関の適正等につき監督すること、刑事訴訟法上で人民検察院に捜査権があるとされる犯罪の捜査を行うことが挙げられる。

第 4 ベトナム司法制度改革について

1 ベトナムでは、2005年5月及び同年6月、ベトナム共産党中央執行委員会政治局

¹⁶ 脚注 5 の決議により行政機関に対する法遵守監督機能が削られ本文のように改正された。

¹⁷ 上記 16 同様に、従前は地方人民検察院長官は法の施行状況について人民評議会に報告する義務を負っていたが、行政機関に対する法遵守監督機能が削られ本文のように改正された。

により、相次いで2つの政治局決議（48-NQ/TW, 24 May 2005 及び 49-NQ/TW, 2 June 2005）が発表された（以下、前者を48号決議、後者を49号決議という。）。

1992年憲法成立以降、ベトナムでは法治国家の構築に向けた具体的な方策が模索され、2000年以降、司法大臣を座長とし各国家機関や共産党を構成員とする委員会において、従前の法整備に関して立法政策の不統一性や立法能力不足、法実施機関の知識と人材不足など問題点の解析と指摘を行った報告が政府に提出され、あるいは、司法分野とりわけ刑事司法の改善を求めた共産党中央執行委員会政治局の2002年における第8号決議¹⁸が採択されるなどした¹⁹。

しかし、これら委員会報告や決議によりベトナム法制度の一部について改善が図られたとは言え、法制度整備や司法改革の大きな枠組みとしての方向性はいまだ明確になっていなかった。

こうした方向性を明確にしたのが48号決議であり、49号決議であった。

2 両決議のうち、48号決議は、ベトナムが今後進むべき法治国家への移行と市場経済体制の導入、確立という目標を掲げ、2010年までのベトナムにおける法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの法整備、法運用体制等の改善に関する方針について明らかにしたものであり、49号決議は、特に司法の役割を重要視し、裁判制度や検察制度の改革まで視野に入れた上、「Rule of Law」という文言を繰り返し使用し、その構築、発展を図ることを強調して、2020年までのベトナムにおける司法改革戦略について具体的な方向性と戦略を明らかにしたものである。

こうした48号決議及び49号決議が前記の8号決議とは別に改めて発表されたことは、ベトナム共産党が司法分野における改革、改善が遅々として進まないことに焦燥感を募らせたことの表れである反面、司法分野の改革、改善を国家の政策として極めて重要であると認識していることを示しているとも言える。いずれにしても、国家機関の政策決定に多大な影響を与えるベトナム共産党が、党の方針として、このような「法治国家の構築」に向けた「法の支配」の重要性に焦点を当て、とりわけ司法に関する改革戦略を明示したことの意義は極めて大きいと思われる。

特に、49号決議では、「1 I – 目標」として

「清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、・・・人民にサービスし、ベトナム社会主義共和国に貢献する司法基盤を構築する。司法業務のうち、審理の効果的な進行とその効力の向上ということに力点を置く。」

などと、正義を守る司法、清潔で公明かつ民主的な司法を実現するという目標を示し、その達成のための指針として、

司法改革をリードするのは共産党であること

人民の人民による人民のための法治国家を構築すること

¹⁸ 「今後の司法活動における重要任務に係る政治局決議」（いわゆる2002年政治局第8号決議）。

¹⁹ こうした動きの中、脚注5記載の憲法の一部改正決議が行われ、立法面では、改正刑事訴訟法（2003年成立）、民事訴訟法（2004年成立）、改正民法（2005年成立）などの制定、改正が行われた。

国家権力の統一性に依拠しつつ各国家機関に司法権行使の役割を分担させること

社会の力を総合的に発揮すること

すべての司法機関，司法補助機関を人民の監督下に置くこと

ベトナムの実情に合わせて外国の諸経験を選択的に吸収すること

一貫性，重点的に迅速な司法改革を実現すること

を掲げ，共産党の指導の下，適正な司法権の行使，これに対する人民の監督を図るとともに，諸外国に学びながら全国的に司法基盤の構築を迅速に行うことを明らかにしている。

そして，司法改革の方向性としては，

民事刑事ともに法整備と法律体系を構築すること

裁判所を中心とする合理的な司法機関を形成すること

能力のある司法機関職員の養成

国民，世論による司法活動の監督強化

を挙げ，この方向性に向けた手段として，「2－司法改革のための各任務」以下において，

民事，刑事，司法訴訟手続における政策，法律の整備，改善

司法機関の組織，システムの機能，任務，権限の明確化，整備を行い特に人民裁判所の組織・活動の構築整備

司法補助機関における法整備

司法関係者の能力向上

民主主義の促進及び司法制度に対する人民選出機関の監督機能改善

司法分野における国際協力の強化

司法活動のための物的基盤の保障

などの具体的活動内容を明示し，司法改革を実行するため，各機関に対して具体的な活動，任務を明確にし，その実施を命じている。

例えば，人民裁判所については，明確に司法の中核に据えた上，法の統一的適用の責務が最高人民裁判所にあるとし，また，判例制度の承認，発展の方向性を示すとともに，「各判決文の公開化を段階的に実現する。」として判決集の発行，公開を促すなどしている。

また，以上のような司法改革の方向性の下，ベトナム人民検察院では，従前の権限について行政監察の権限と責務を国家監察院に分担させるなどの権限の明確化と整備をさらに行う方針であり，民事活動における人民検察院の関与の見直しを行うほか，訴訟手続における弁論主義の強化を図る目的の下に手続法のさらなる改正を志向し，組織構造としても，人民裁判所及び人民検察院の従前の行政区画による組織体制の見直しと再構築，人民検察院の純粋な公訴機関化を模索するなどしており，着実に上記共産党決議

に基づく司法改革を進めていこうとしている²⁰。

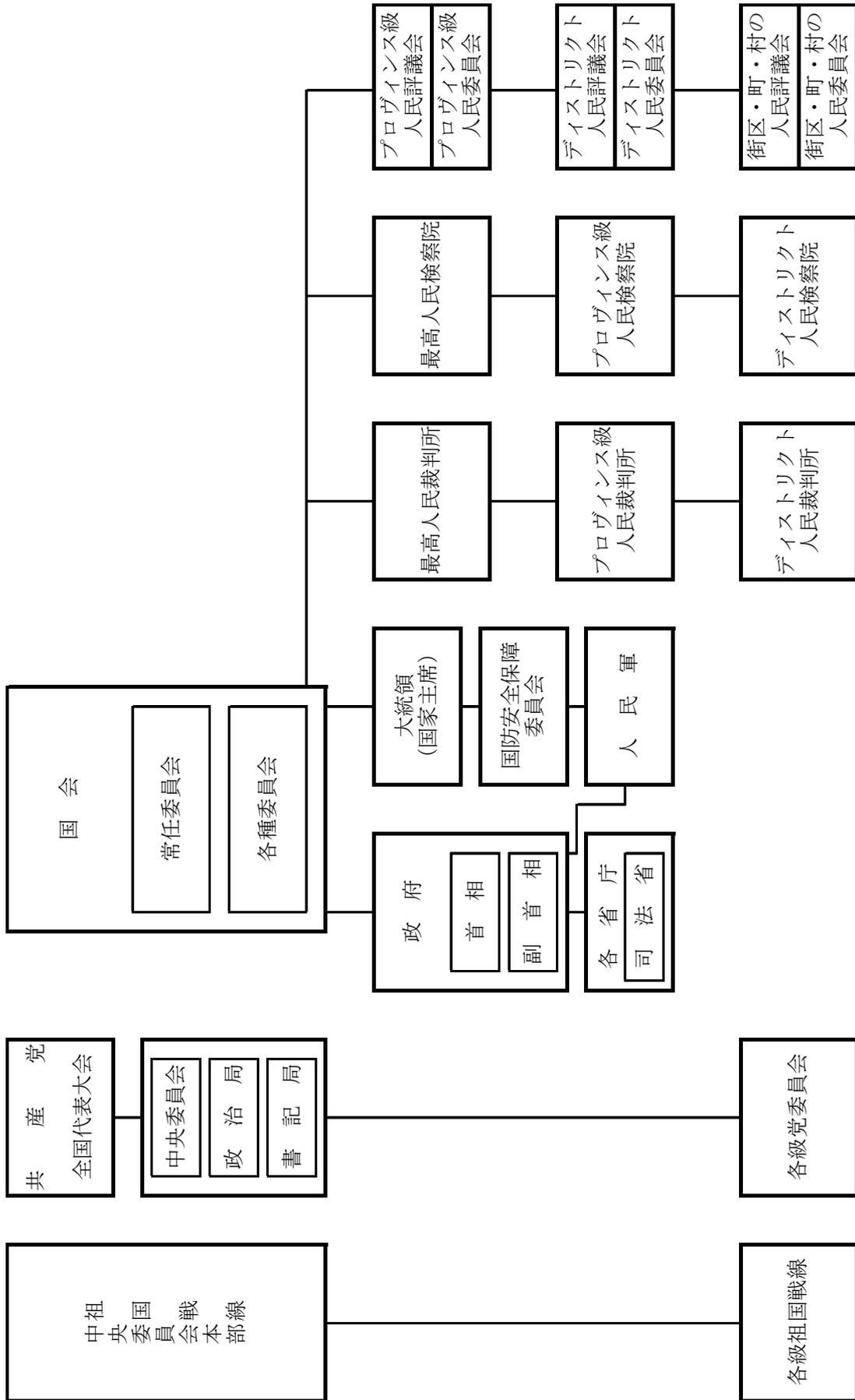
2 こうした状況の下、ベトナムに対する法整備支援は、従前はどちらかと言えば法令の起草支援に重きが置かれていたが、上記48号決議及び49号決議の両決議案が2020年までの中長期的展望として「法治国家の構築」に向けた「法の支配」を掲げ、これに基づいて、ベトナム関係各機関の司法改革の遂行に関する機運の高まりもあり、次第に司法分野における人材育成や能力開発に移行しつつある。

今後のベトナムの法制度及び司法改革に関しては、上記両決議の趣旨を各国家機関で十分に斟酌し、実際に改革を実践し、実務にその改革内容を反映してベトナム全土において十分な法制度、司法制度の改革を浸透させていくにはなお相当の時間を要することは言を待たず、我が国として、ベトナム法制度及び司法制度改革の動向を十分注視し適宜検証を行うとともに、中長期的、少なくとも両決議が目標時期に掲げる2020年程度は見据えた上、その改革に必要な支援を継続して実施していく必要性が高い。

²⁰ ベトナム人民検察院を中心とした司法改革に関しては、次号に関連記事が掲載される予定である。

ベトナム全図





政治局決議

2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について

ドイモイ事業を実施して20年近く経ち、党の指導の下、法律システムの構築と整備のための活動は重要な前進を遂げた。各法律文書の発行プロセスは、刷新された。多くの法典、法律、国会令が発行され、国家が法律によって経済、社会、安全、国防、対外といった分野を管理するための法的枠組みが一層整備されたものになってきた。社会主義の法権という原則は、段階的に高く掲げられ、実際に活かされてきた。また、法律の普及、教育活動は、かなり強化された。その進歩は党の路線の体制化に貢献し、国家の管理、運営の効力と効果を向上させ、経済を促進し、国の政治と社会を安定させた。

しかし、概観すると、我が国の法律システムはまだ一貫性がなく、統一性に欠け、実施可能性が低く、生活への浸透も遅い。法律の構築、改正のメカニズムはまだ非合理的な点が多く、刷新を重視したものとは言えず、整備したと言えない。法律と国会令の構築の進捗は、まだ遅く、各法律文書の質もまだ高くはない。また、ベトナムが参加する各国際条例の研究とその実施方法については、十分に関心が持たれていない。法律の広報、普及、教育活動の効果も限られたものとなっている。法律施行を保障する体制も欠ける点があり、脆弱である。

上記の問題点は、戦略的なビジョンのある包括的、総合的な法律構築プログラムを画定することができていないことによるものである。ゆえに、法律関係の幹部のレベルアップ、養成、そして法律に関する理論研究が、実際のニーズに追いつかない。法律の執行はまだ綿密性に欠ける。少なからぬ幹部、公務員、人民の法律に対する意識が、とても限られたものとなっている。

上記の状況を克服し、国の工業化現代化の各任務と要求に応えるため、今後2010年までの法律システムの構築と整備のための戦略と2020年までの方針の決定は緊急課題である。

I ー法律システムの構築と整備のための指導の観点、目標

1 ー目標

一貫的で統一され、また実施可能で、公開された、明白な法律システムを構築し、整備する。重視する点は、社会主義志向の市場経済体制を整備し、人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家を建設すること、法律の構築と執行のシステムを抜本的に刷新すること、社会の管理と政治的安定の堅持、経済発展、国際社会への参入、清潔で強固な国家の建設、人

権と公民の自由，民主の権利の実現に貢献するため，法律の役割を活かし効力を発揮させ，我が国を2020年までに現代的な工業国家にすることに寄与することである。

2－指導の観点

2.1 一党の路線を正しく十分に，そして遅れずに体制化し，人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家建設に関する憲法の各規定を具体化する。人権，公民の自由，民主の権利を保障する。社会主義志向の経済を構築し，文化・社会を発展させ，国防，安全を堅持する。

2.2 内在する力を大きく発揮して国際社会に積極的，自主的に参入し，国家の独立，主権，安全を固持し，社会主義志向であることを基礎とした上で，各国際合意事項を充分に実施する。

2.3 まずベトナムの実情を出発点とし，同時に外国の法律構築と実施に関する経験を選択的に受け入れる。民族の文化アイデンティティ，良好な伝統と法律システムの現代性を調和，結合させる。

2.4 法律の構築，整備の過程及び法律執行の過程において，民主性を発揮させ，法制を強化する。

2.5 行政改革，司法改革と歩調を揃い，堅実に進める。数量と質を重視し，重要視する点，重点を設定する。法律の効力，効果，施行を保障するための各条件を予測する。

II－法律システムの構築，整備の方針の決定

1 政治システムの中の各制度の組織と活動に関する法律を構築し整備することは，人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家建設というニーズに符合していなければならない。

1.1 一党の指導方法を刷新し，整備することを続け，憲法と法律に合った党の活動を保障し，国家と社会に対する党の指導的役割を増強し，国家の管理，運営の効力と効果を向上させ，（祖国）戦線と各人民団体の積極性，主体性，創造性を発揮させる。

1.2 ベトナム社会主義法治国家を構築，整備する。「国家権力は統一されており，立法，行政，司法の各権利の実施においては各国家機関間で分担，連携する。」と憲法が規定する原則を，充分に具体化する。法律施行の効力，効果を向上させる。これは，2020年までの党と国家が最も重要だとする任務の中の一つである。

1.3 国会の組織と活動に関する法律を構築、整備し、立法活動の速度を進め、質を向上させ、法律システムの民主性、法制性、公開性、明白性をより良くすることを保障する。そのような中で、法律は、日増しに中心的位置を占め、各社会関係を直接調整するようになってきた。中央と地方への統一的な法律文書の構築、発行、公布のプロセスに関する法律を整備する。これを、国会が法律を発行し、国会常務委員会による国会令の発行を徐々に減少させる方針で行う。政府は法律施行要綱を発行する。地方政権の法律文書発行の権限を徐々に制限する。効力の出た即日から法律が施行されることを保障するシステムを確立する。

人民が選出した機関の活動における民主の原則を体制化し、人民が、法律の構築活動に積極的に参加し、国家公務員や各機関による法律施行を様々な形式によって監視できるよう保障する。国家の最高監察、法律と憲法を保護するメカニズムに関する法律を整備する。

1.4 各国家行政機関の組織、幹部そして活動に関する法律の構築、整備を国家行政改革の目標とニーズに合致させる。今後2010年までに、行政機関が企業の主管となる役割を抹消し、行政機関が法律に従った国家管理機能を集中的に、良好に行うことができるようにする。公的サービスの幾つかの社会化を促進する。行政手続、特に人民と企業の権利と利益に直接関連する手続を簡素化、公開、明白化する。

申立て、告訴に関する法律を整備し、違法な行政決定と行政行為が共に発見され、裁判所に提訴され得ることを保障する。また、申立て、告訴の手続、各行政事件の解決手続を刷新する。人民にとって公開され、簡単、便利となり、同時に行政管理の透明性、効果を保障する方針で行う。

調査、検査の実施と活動に関する法律を整備し、すべての国家管理活動が政府の調査、検査を受けることを保障する。同時に調査、検査が行政機関と企業の活動に困難を与え、迷惑をかける状況を克服する。

公職、公務に関する法律を発行する。国家機関、公務員は法律で許されて何のみをすることができるのか明確に規定する。幹部、公務員の種類ごとの職業上の道德基準と幹部、公務員に対する評価、褒賞、処分の基準システムを構築する。

汚職対策法を早期に発行する。企業、組織のトップの人間が、直接管理する幹部が公務を実施する際に行った重大な法律違反行為について責任を負わなければならないという原則を実現する。

2020年までに、各行政機関のシステムの組織と活動に関する法律は、マクロな管理、運営機能を政府に集中させ、国家最高行政機関の役割を正しく実施するという方針で整備される。政府が、法律施行、管理の過程で発見されたすべての重大な違反に対する、司法手続による審理、処理を要求する権利を行使するために、法理システムが形成される。各省、分野、各レベルの人民委員会の組織と活動に関する法律を構築する。

1.5 各司法機関の組織と活動に関する法律の構築、整備は、司法改革戦略の目標、方向

性と合致する。各司法機関, 司法官職のための法的責任と司法能力を正しく十分に規定する。

人民裁判所の組織と活動に関する法律の整備が重点となる。独立した, 法的に正しく, 迅速, 厳明な裁判所を保障する。二審制の原則に合致するよう, 一審裁判所と二審裁判所の審理の権限の境界を定める。地方人民裁判所の管理システムを, 審理における各レベルの裁判所間の独立性を保障する方針で整備する。

司法活動の起訴, 検察の機能の良好な実施を保証する方向で, 人民検察院の組織と活動に関する法律を整備する。将来, 公訴院となることに向けて研究する。

捜査機関の組織と活動に関する法律の構築と整備は, 端緒の簡略化の方向で, 偵察, 初期操作と捜査機関の訴訟活動との間を綿密に結合させる。

判決執行の各領域すべてを調整する判決執行法を構築する。司法省は, 政府が判決執行を統一的に国家管理することを補佐する機関と規定する。判決の執行業務を一步一步社会化する。

人民, 企業の法的補助に関する多様なニーズに, ますます十分に便利に対応する方向で, 司法(弁護士, 公証, 鑑定, 司法警察・・・)補助に関する法律を構築, 整備する。司法補助の各業務の社会化を強く実施する。国家管理と各職業社会組織の自主管理を結合させる。

司法訴訟の各手続を, 民主, 平等, 公開, 明白, 綿密, 便利で, しかも司法活動に対する人民の参加と監査を保障する方向で, 強く改革する。各審理公判における訴訟での争いの質を保障し, 裁判所における争いの結果を, 判決を出すための重要な根拠とすることが, 司法業務の質を向上させるための突破口となると考える。行政裁判所の審理の権限を各種の行政訴訟すべてに対するものと拡大する。

2 一人権, 公民の自由, 民主の権利の保障に関する法律の構築と整備

民事, 政治, 経済, 文化・社会の分野における人権, 公民権に関する, ベトナムが参加している各国際条約, 法律を, 早期に, 構築し, 一貫的に発行し, 実施することにおける, 各国家機関の責任に関する法的基盤を強化する。

公民の合法的権利, 利益に対する国家の保護制度, 特にその各権利の保護における裁判所などの国家機関の責任制度を整備する。公民の合法的権利と利益へのすべての違反行為を厳明に処理する。冤罪, 間違いの処理における問題点を克服する。国家賠償に関する法律を緊急に発行する。民主の権利の実施における公民の責任, 権利と, 共同体の規律, 秩序の維持, 保障における国家の責任を明瞭に規定するために, 団体の設立とデモに関する法律を構築する。

人民が選出した各機関の監視の権利、各機関、幹部、公務員の活動に対して公民が直接監視、検査する権利に関する法律を整備する。人民が国家の公務に参加するために、直接民主の各形態を拡大する。国民投票に関する法律を制定する。

3－民事、経済に関する法律の構築、整備。重点は、社会主義志向の市場経済体制を整備することである。

今後、2010年までとその年以降、引き続き社会主義志向の市場経済体制を整備する。重点的な経済の法律分野のいくつかに集中し、国の工業化、現代化、そして国際経済への参入というニーズに応える。

経営の自由権、所有に関する法律を構築、整備する。国家の所有主と他の所有主の法的責任、そして所有権の保障と所有権の制限のメカニズムを明瞭に規定する。公民は、法律が禁止しないすべてのことを行うことができるという原則に従い、経営の自由の権利を保護するメカニズムを整備する。公民が積極的に、すべての潜在力と底力を集め、生産、経営を発展させ、自分自身と家族の生活の質を向上させることで、国を豊かにすることに貢献するための法律基盤を築く。健全で平等な、そしてWTOや他の各国際公約の原則と合致した、競争のための法的環境をつくる。どの経済セクターに属す企業にとっても共通となる一つの法的枠組みを構築し、経営権の特別権と独占権を廃止し、投資環境を改善する。段階的に、国内投資と外国投資に対して適用する法律を統一する。契約締結当事者の合意を尊重し、社会道徳に反せず、共同体の秩序を犯さず、また、国際通商の習慣、通例に整合するという方針に従って、契約に関する法律を整備する。破産に関する法律を抜本的に刷新する。

各市場を一貫的にするための法律を構築する。土地使用権を含んだ不動産市場の形成と発展のための法的基盤を築く。外国在住のベトナム人とベトナムに投資する外国人のために、不動産市場を段階的に拡大する。

就職活動、仕事の紹介の形式、労働者の採用の形式を多様化し、知識レベルの高い労働市場の拡大を奨励する方向で、労働市場の形成と健全な発展のための法的環境を整備する。労働者と労働使用者の合法的な権利と利益を保障する。

知的所有権を保護する法律を整備する。WTOとベトナムが参加する各国際条約の要求に合致する知的所有権を保護する対象の範囲を拡大する方向で、科学・技術市場を形成し、発展させる。

金融・信用の経営における安全に関する国際基準と体制を適用した、一貫的な法的枠組みを形成する。そして、銀行の活動のための健全で平等な環境をつくり、システムは安全という原則の上で信用活動の競争を奨励する。

証券市場に関する法律を整備する。

公的な財政に関する法律を整備する。中央の予算と地方予算の歳入源と歳出のメカニズムを明瞭に規定し、歳出制度を統一する。国家予算から支出する資金の投資メカニズムを明確化し、効果的に使用する。住民、共同体から徴収された各資金、財政の形成、管理、使用について公開し、明白にする。より安定し、簡素化させる方向で、税に関する法律を引き続き改革する。税率は、国際経済と地域経済、そして他の関連する国際条約の制度に合致し、それらを計算に入れるものとする。

経済・技術（建設、電力、郵政・遠距離通信、食糧の安全保障、獣医、水産・・・）の各専門分野に関する法律を統一的に作成する。その分野の発展と管理に関連する経済・技術の原則、条件、基準を表すものとする。

資源と環境に関する法律を整備する。緻密な管理、持続的な開発、天然資源の使用と保護との調和、結合を保障する原則に従って行う。

4－教育・訓練、科学・技術、医療、文化・情報、スポーツ、民族、宗教、人口、家族、子供、社会政策に関する法律を構築、整備する。

文化・社会（教育・訓練、科学研究と技術開発、衣料、文化、芸術、スポーツ・・・）の分野における社会化政策を体制化する。同時に、分野ごとの目標にふさわしく国家が適切に管理、調整、投資することを保障する。貧困者と生活などが困難な人に対する必要な補助政策も行う。

教育・訓練は、最重要な国策であるという考え方を体制化する。「教育の標準化、現代化、社会化」を実現し、学ぶ社会を構築し、教育の質を向上させる。教育に関する国家管理の統一を明確にする。同時に、学校、教育機関の自主権と自ら責任を負うことを強化する。公立と公立でない〔教育〕訓練形態との間が平等になるようにし、健全な競争を奨励する。

科学と技術に関する法律を整備する。新しい科学の分野、ハイテク分野（例えば、情報、電子取引、生物医学、農作物、畜産動物の品種の遺伝子保護、・・・）の開発を奨励する方針で行う。科学、技術、知識経済の開発の成果を創造し、応用することを奨励する。幾つかの大学が、国家の重点科学研究センターや訓練センターとなるための法的基盤を造る。知的所有権の保護政策を良く実施し、優秀な研究の功績がある科学者に対しては特別待遇する。

民族、宗教に関する法律を構築、整備する。全民族大団結を基礎とした上で、各民族、宗教の同胞の団結を強化する方針とする。各民族の共同体が平等で、団結し、互助し合い共に発展する、それぞれの民族が文化のアイデンティティーと良好な伝統を維持し発揮する、と

いう政策を包括的に体制化する。信仰の自由、文化に関する良好な面を発揮すること、宗教の道徳に関する公民の権利を保障する。民族、信仰、宗教の問題を、刺激して民族大団結の分裂を起し国家の安全に損害を与える目的で利用することを厳しく禁止する。

先進的で、民族のアイデンティティの濃厚なベトナム文化を保存し、発展させるための法律を構築、整備する。文化は、国の発展の原動力となる精神の基礎となるものであり、すべての文化活動は、全面的に発展したベトナム人を構築することに向いているという考え方に従う。統一された法的基礎を築き、文化、文学芸術を創造活動とそれらの価値を享受することの自由と民主を保障する。民族の文化遺産の保護、発揮のために社会のより多くが参加し、より効果的になるようにする。有害情報がある文化商品の流通を阻止する。

新聞雑誌と出版に関する法律を整備する。法的責任、社会的責任の制度と、新聞制作者、出版社の人の職業道徳に関連した、新聞雑誌、出版の自由の権利を保障する方針とする。新聞雑誌、出版活動に対する国家管理の効力を強化する。

人民の健康ケア、保健に関する法律を構築、整備する。公民が質の良い医療サービスに接し、使用できる条件を得ることを保障する方針とする。基礎医療網の発展、科学技術とハイテクを、進歩させて医療活動に応用するための法的基盤を築く。国家医療と民間医療を平等にする。医療、薬、人口、家族、子供の保護、ケア、教育、身障者に関する職業に就く人の職業業務に関する法律を整備する。

どの公民も各種公共サービス、医療保険、社会保険、社会救助、飢餓撲滅、貧困軽減といったサービスに接しこれを享受できることを保障するために、社会平等に関する各政策を体制化する。政策対象者に対する社会優遇に関する法律、消費者保護に関する法律、社会で安心して生きることを保障するための失業保険基金の設立。

5－国防、国家安全、社会秩序、安全に関する法律の構築と整備

今後、2010年までに、国防、安全に関する法律システムを整備する。全民の国防、人民の安全のための陣営を堅固に構築することをめざす。社会・経済の発展と、国防、安全の潜在力、祖国防衛における公民の権利と義務の強化と構築との関係を体制化する。国家、領海、領空の国境に関する法律、人民武装部隊の組織、活動に関する法律を整備する。

犯罪防止対策に関する法律を整備する。各法律保護機関を設立することが中心となる方針である。そして、犯罪の発見、防止、阻止において、全社会の強い力を発揮する。刑事政策を整備し、予防効果を高めるというニーズに応える。死刑を制限し、収監刑を減少させ、罰金の適用を拡大する。あまり重大ではない種類の罪に対しては、身柄拘束しないで更生させ

る。売春、麻薬 HIV/AIDS のような社会弊害の防止、対策に関する法律を整備する。

2010年以降、民事防衛、教育、国防、国家安全に関する重要な目標の保護、テロ対策・・などに関する法律を新たに構築する。

6－国際社会参入に関する法律の構築と整備

経済、貿易、投資、国際金融、知的所有、税関、環境保護などの各分野で、引き続き各国際条約を締結し、加入する。同時に、国際通例とベトナムが参加する各国際条約に合致するための法律文書の検査、改正、補充若しくは新たな発行を促進する。

国際経済に参入する過程における自主独立経済を保護するための体制と法律文書の構築を優先する。WTO 加盟のための要求に従って、緊急に法律を検査し整備する。ASEAN との各公約を執行し、2006年 AFTA に充分に参加し、2020年のアジア経済共同体を目指す。

国際通商の習慣と整合性のある経済紛争解決に関する法律を整備する(仲介、和解)。司法共助に関する多国間国際条約、特に各判決文、裁判所決定、商業仲裁の決定の公認と執行に関連する各条約に参加する。

国際テロ対策、国際的な組織犯罪対策、資金洗浄対策、汚職対策、各司法相互支援協定に関する国際公約を締結し加盟する。安全、社会秩序、社会の安全に関連し、我が国が加盟した国際条約を内律化〔←訳者注：ベトナム国内でその条約実施のために法律を整備することと思われる〕することを重視する。収監刑の判決を受けた人の引渡しと犯罪引渡法を早期に発行する。

III－各（問題）解決方法

1－法律構築に関する（問題）解決方法

1.1-法律構築、整備のために優先的に投資する必要がある重点分野を決定する。(年次及び任期全期間の)国会の法律、国会令構築プログラム、そして政府の毎年の法律文書構築プログラムにおいて、最も意義のある重要な分野を幾つか決定し、段階的な社会・経済の発展のための突破口となる力を作り出す必要がある。そのようにして実施可能性の高い各法律、法典を早期に構築し、発行するために力を優先的に集中させる。

各省庁、各分野の関係機関は、自分の省庁や関係機関が管理する分野に、この戦略の方針に合った体制を優先的に構築する必要がある。

1.2 – 法律の草案作成と発行を迅速に行うため、法律の発案から法律の可決まで、法律構築のプロセス、手続を抜本的に刷新する。

各法律案、国会令案は、メカニズム、解決方法、執行を保証する源となる力に関して明瞭な説明がある時のみ審議され可決される。関連する法律を大きく改正するために、一つの法律を発行する方法を早期に展開する。ベトナムが参加する各国際条約を「内律化」するメカニズム、プロセスを明瞭に規定する。

1.3 – 国会の立法能力とレベルを向上させる。法律を理解し、知識レベルの高い、専任の議員を合理的な比率で増やす。国会議員による法律発案の権利の行使を保障するメカニズムを確立する。法律、国会令の案の審査、準備において、民族評議会と国会の各委員会がその役割と責任を果たす。審議方法、法律、国会令の可決方法についてより強く刷新を続ける。

国会常務委員会の法律、国会令の説明活動を強化する。

法律構築の指導における政府と各大臣の責任を強化する。政府は、考え方、政策的な問題と異見の多い分野の問題を集中的に討議し決定する。憲法、法律との整合性、法律システムの統一性を保障するために、各省庁と地方機関が交付した法律文書に対する検査を強化する。

法律構築するための国会、政府、省庁の業務を補佐する組織を強固にし、能力を高める。省庁、地方の法制部門を強化する。国会の立法研究所を設立する。

1.4 – 法律構築における専門分野の研究組織、機関の役割、責任を強化する。ニーズの研究、評価、法律政策の策定、各法律文書の草案作成、査定、草案審査に参加する、各協会、経済組織、社会・職業組織、そして優秀な専門家を吸収するメカニズムをつくる。法律規范文書の発案、草案に対する社会的抗弁と人民の各階層からの意見収集のメカニズムを特定する。

1.5 – 法律構築の方法、手段を現代化する。科学、技術の成果を最大に開発、応用する。特に法律構築プロセスの方法、速度、質を刷新するための情報技術。法律に関する国家データベースの構築とその効率的開発。

1.6 – 官報に関する法律を整備する。すべての法律文書、ベトナムが参加する国際条約、共に適用される効力のある行政文書は、迅速に、十分に、正確に官報で発表される。

1.7 – 判例、習慣（国際通商の習慣、通例を含む）、そして、各職業協会の規則の利用、開拓の可能性について研究することは、法律の補充と整備に貢献する。

2－法律実施のための問題解決

この決議における各法律施行機関の組織と活動に関する法律の整備と行政改革、司法改革に関する問題解決とを綿密に、統一的に連携する。

2.1－法律教育普及と情報のシステムの発展させ、長期的な法律教育普及に関する国家プログラムを構築し展開する。国家法律情報センターを設立し、法律情報ネットワークを発展させる。各組織、個人が、情報サービスや人民の多様なニーズに応えるための法律サービス、コンサルタント、法的支援の発展に投資することを、奨励する。社会化の路線に従って、貧困者と政策対象者への法的支援活動を促進する。国際組織と各国家、まず何より ASEAN 加盟国の組織との法律情報交換を強化する。

2.2－特に司法改革戦略の内容に従った裁判所の審理業務について、司法機関の活動と組織を改革する。

2.3－各国家機関の活動における規律、規則を重視する。公務員、公務の検査の効果と能力を向上させる。官僚主義、汚職、浪費対策を促進する。すべての汚職行為は早期に発見され、法律に従って厳明に処理されなければならない。

2.4－法律業務に携わる幹部、公務員の人材の数と質を保障する。法律幹部の養成に対する国家管理を刷新し、ハノイ法律大学とホーチミン法律大学を法律幹部養成に関する重点大学とする。国家行政管理幹部、特に各省庁の機関の法制幹部には、法律の最新の知識を常に養成する。司法官職の養成業務を刷新し、司法官職の使用、配置転換のニーズに応える。各司法官職への職業道徳教育を重視する。技術的物的基盤をレベルアップし、司法官職養成、法律養成機関における設備を現代化する。

2.5－国内と外国の資金力を調達する。戦略内容と目標を実現するためにその（資金）力を管理し効果的に使用する。

IV-実施組織

1－2010年までの法律システムの整備と構築戦略、そして2020年までの方針の実施は、政治システム全体にとって重要な任務である。特に国家組織と中央から地方までの党の組織にとって重要な任務である。

決議を実施するための国家指導委員会を設立する。国家指導委員会は、決議を期間を区切って実施するプログラム、計画、プロジェクトへと具体化する責任がある。

2－国会の党団体は、長期的や年次の法律を構築するプログラムの作成を指導する。その際には、段階ごとに法律構築分野それぞれに優先事項、重点を設ける。そして、法律構築の進捗状況と質が保障されるよう綿密に監査する。

3－立法と規律制定計画、法律教育普及、法律施行組織、人材養成のためのプログラムを構築する政府党幹事委員会と司法幹事委員会は、この決議の法律システムを整備するという要求に合致させてそれらプログラムを構築する。同時に、それらは、政府の行政改革総合プログラムに綿密につながったものでなければならない。

4－中央軍事党委員会、中央公安党委員会、最高人民法院党幹事委員会、最高人民検察院党幹事委員会は、この決議に根拠を置いて、自分の分野、自分のレベルの各任務に対応した適切な期限までに展開するための具体的な行動計画の構築と実施を司法改革に要求する。同時に、各分野との連携活動についてもより一層の責任を持つ。

5－各レベルの党委員会は、決議の内容を貫徹、具体化し、それぞれのレベルでの各分野において効果的に実施する必要がある。同時に、党の建設と綱紀粛正を並行して行う。

6－国家指導委員会は、決議内容の実施について、常に監査、検査し、定期的にこの決議の実施に関する政治局の報告を行う。

受取者：

- －各省級共産党委員会
- －党の各委員会、党幹事委員会、党支部団体、
中央直属の党支部、
- －党中央執行委員会委員の各同志、
- －中央事務局保存

政治局代表

書記長

ノン・ドク・マイン

2005年6月2日, ハノイ

49NQ/TW 号

政治局決議

2020年までの司法改革戦略について

これまで、党の各決議内容の実施、特に「今後の司法業務におけるいくつかの重点任务について」という、2002年1月2日に発行された政治局の決議 08NQ/TW 号の実施については、司法改革が各レベルの党委員会、党組織により指導され、しかも固い決意を持ってなされたため、多くの成果を出した。司法業務に対する認識や関心は、良い方向に大きく変化した。司法業務の質も、一步向上し、政治的安定、社会の治安維持、そして、経済発展と国際社会への参入のための安定した環境づくり、祖国の建設と防衛に貢献した。

しかし、これらの成果は、初期的な一步であり、最も緊急な課題に集中したばかりである。

司法業務は、まだ、大きな限界をあらわにしている。刑事政策、民事法律の制定、司法訴訟に関する法律には、多くの（整備の）遅れがあり、改正、補充が遅い。司法機関の組織、機能、任務、業務メカニズムが、まだ不合理である。司法幹部組織、司法補助組織も不足している。一部の幹部の業務レベルと政治的素質は、まだ脆弱である。幹部の一部には、品位や職業に関する道徳と責任から程遠い者までがいる。捜査、逮捕、勾留、起訴、審理において冤罪や間違いが起こっている。司法機関の業務の物質的基盤と手段は、まだ不足しており、時代遅れとなっている。

上記のような限界の面とともに、司法改革の任務は、多くの試練に直面している。犯罪は、複雑に変化しつつあり、しかもその性質と影響は日増しに重大になりつつある状況である。

各行政訴訟、民事、経済、労働訴訟、各種異議申立て、外国要素のある訴訟、紛争は、増加し、複雑化、多様化する傾向にある。公民と社会の司法機関に対する要求は日増しに大きくなっている。司法機関は、正義と人間の権利を保護するための人民の本当の拠り所、そして同時に社会主義法制と法律を保護するための友好な道具となって、各種の犯罪や違反と効果的に闘わなければならない。

国の発展と保護という任務、ベトナム社会主義法治国家を建設するというニーズのためには、立法業務の刷新と行政改革プログラムのプロセスに整合した、2020年までの司法改革戦略を公布し実施しなければならない。

I – 司法改革の目標と考え方

1 – 目標

清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、一步一步現代化し、人民にサービスし、ベ

トナム社会主義国に貢献する司法基盤を構築する。司法業務のうち、審理の効果的な進行とその効力の向上ということに重点を置く。

2－考え方

2.1－司法改革は、党の綿密な指導の下に位置付けられ、政治的安定と人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家の本質、国家権力は統一されており、立法、行政、司法の各権利を行使の際に各国家機関が連携、分担することを保障しなければならない。

2.2－司法改革は、経済・社会の発展のためのニーズと平等で民主的、文明的な社会の建設というニーズを起点とする。そして、経済・社会発展の促進に貢献する。また、立法業務と行政改革の刷新と密接につながるものとする。

2.3－司法改革のプロセスにおいては、全社会の総合力を発揮する。各司法機関、司法補助機関は、住民に選出された機関と人民の監査の下に置かれなければならない。

2.4－司法改革は、民族の法的な伝統とベトナム社会主義の司法基盤の成果を継承していなければならない。外国の諸経験を、我が国の背景と国際社会への自主的な参入というニーズに合うように選択的に受け入れる。そして、将来の社会の発展の傾向に対応できるようにする。

2.5－司法改革は、緊急に、統一的に、重点、重視する点を置いて、確実に一步一步進まなければならない。

II－司法改革の方向と任務

1－方針

1.1－刑事と民事の法律、政策の整備は、社会主義志向の市場経済、人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家の建設に合うものにする。そして、司法訴訟の各手続を整備し、統一性、民主性、公開性、透明性、人権の尊重と権利の保護を保障する。

1.2－各司法機関と各司法補助の制度を、組織機構と条件、手段について合理的、科学的、現代的に組織する。その中で、裁判所を中心に位置付け、審理を重点業務であると明確にする。司法補助業務を強力に社会化する。

1.3－司法、司法補助の幹部組織を構築する。特に司法官職については、法的責任と権限を高め、一人一人に対する政治性、品性、道徳、業務の専門性、経験、社会的知識に関する

基準を具体化する方針とする。そして、いくつかの職務における試験採用制度の実施を目指す。

1.4 一党の指導の刷新と強化、そして、民が選出した各機関、公論、人民による司法業務の監視の役割を發揮する。

2 司法改革のための各任務

2.1 刑事法、民法、刑法と政策、そして司法訴訟手続を整備する。

法律システムの構築と整備のための戦略目標に合った司法分野に関連する法律システムを早期に整備する。刑事政策の完成と司法訴訟手続の整備を重視し、犯罪者の処理においては、犯罪予防効果を高め、善の方向に向くようにする。自由刑を減らし、若干の種類の犯罪に対しては罰金刑の適用と身柄拘束しない更正的刑罰の適用を拡大する。死刑の適用を制限し、わずかな種類のいくつかの特に重大な犯罪に対してのみ適用する方針とする。幾つかの種類の犯罪においては、最高の刑罰が過度に重いスキームを軽減する。経済関係と民事関係の刑事事件化の状況と犯罪の取り逃しが出る状況を克服する。経済・社会、科学、技術の発展、そして国際社会への参入の過程において新たに出現する、社会に対して危険な行為に対する犯罪を規定する。

法律を執行する権限を持つ人、犯罪を犯すために職務や権限を利用した人の犯罪に対する刑事責任をより厳しく規定する。地位の高い職務に就いているにもかかわらず、職務や権限を利用して犯罪を犯した場合、更に一層厳しく処理しなければならない。他の人の鏡（見本）とするためである。

人民、機関、民衆の各組織が汚職の発見と防止において、力を發揮するシステムを構築する。汚職行為を、誠実に発見する人、告発する人、捜査する人、起訴する人、審理する人を保護する。汚職防止対策において、功績のあった人に褒賞を与える。各汚職行為の阻止、検査における機関、組織の最高位の人の責任を重くする。

民事法を整備し、取引に参加する際の個人と組織の合法的な権利と利益を保障し、各民事関係の健全な発展を促進する。契約、賠償、弁済の制定を整備する。

捜査員、検察官、裁判官に任務の主体的な執行と、自分の各訴訟の行為と決定に関する、法の前での責任強化と独立性の向上のために彼らの権利と責任を増強する方向で、司法訴訟における、行政管理の権限と司法の責任と権限の区別を明確にする。拘留の根拠を明確にする。幾つかの種類の犯罪に対する拘留という手段の適用を制限する。拘留の手段の適用を決定する権限のある人の範囲を縮小する。

監督審、再審の手続を段階的に整備する。それは抗議の根拠を綿密に規定し、また、既に法的に効力のある裁判所の判決文又は決定に対する抗議を出す人の責任を規定するという方針とする。抗議があちこちで起こっていたり、根拠が不足したりする状況を克服する。ある

一定の条件を満たす裁判の事件に対しては、手続を簡略化したシステムを構築する。

民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整えるために国家側からのサービス形態の実施とその発展について研究する。各司法機関の中の行政手続を刷新し、人民が正義にアプローチするための便利な条件を形成することを目指す。人民は、裁判所に申請書を提出するだけで、裁判所には、申請書を受け取り、受理する責任がある。幾つかの紛争を、交渉、和解、仲裁を通して解決することを奨励する。裁判所は、その解決を公認決定することによって補助する。

各行政訴訟に対する裁判所の審理権を拡大する。裁判所における各行政訴訟の解決手続を強く刷新する。人民が訴訟に参加するための便利な条件を整え、裁判所の前での、公民と公権力を持つ機関との間の平等を保障する。

各判決文の公開化を段階的に実現する。しかし、国家の安全を侵犯する罪に関する刑事判決文又は醇風美俗に関する判決文は除く。裁判所のすべての判決文には効力があること、法律は執行されなければならないこと、違反した各行政機関は裁判所の判決に従った処理は厳正に執行されなければならないこと、を保障するシステムを構築する。

2.2-司法機関の組織、システムの機能、任務、権限を明確にし、整備する。特に人民裁判所の組織と活動を構築、整備することに重点をおく。

人民裁判所システムは、審理の権限に従って実施されるのであり、行政機関に付属しない。それは、次のものからなる。県（ディストリクト）レベルの一つ又はいくつかの行政機関における第1審裁判所。第2審裁判所の主な任務は、控訴審の審理といくつかの第1審の審理である。上審裁判所は、控訴審を審理する任務がある。最高裁判所は、それまでの審理を総括する任務がある。そして、法律を統一的に適用し、判例を発展させる手引きを行い、監督審、再審を審理する。専門的に責任を持つ裁判所の設立は、それぞれのレベルの裁判所、それぞれの分野の審理の実際に根拠をおかななければならない。最高人民裁判所の組織の刷新では、裁判官の組織をコンパクトで精鋭化されたものにする方針である。そのようにして裁判官は、法律に関する第一人者の専門家であり、その分野で経験のある人であるようにする。

軍人の義務、責任を侵犯する罪に関する事件、軍事機密に関連する事件を主に審理する方向で軍事裁判所の審理権限の範囲を研究し、合理的に規定する。

審理の公判の実施を刷新する。訴訟を進行する人と訴訟に参加する人の地位、権限、責任をより明瞭に規定する。それは、公開性、民主性、厳明性を保障し、各審理公判における当事者主義の質を向上させる方針で行う。これを司法活動の突破口とみる。

当面、人民検察院は、公訴権の行使と司法活動の監査という現行の機能を保持する。人民検察院は、裁判所の組織システムに符合するよう組織される。検察院が、公訴院に代わり、捜査活動における公訴の責任を強化することについて研究する。

それぞれの関係における捜査機関といくつかの捜査活動を渡されたほかの各機関との責任

を明確にする。専門的に責任を持つ捜査機関は、すべての刑事事件を捜査するが、他の機関は、若干の概要の捜査活動と専門的に責任を持つ捜査機関の要求に従って、若干の捜査方法を実施するのみという方針とする。当面、現行の法律に従い、捜査機関の組織モデルで引き続き実施する。各捜査機関を再編成するために、すべての条件を研究し準備する。端緒を簡略化し、偵察と刑事訴訟の捜査活動を密接に連携させるようにするという方針とする。

司法省が、判決執行を統一的去るために政府を支援するため、幹部と物質的基盤について準備する。裁判所の判決文を厳正に執行するための自由刑でない刑罰の執行における、社（コミュニン）、町会、地方都市の人民委員会の責任、省、都市の人民委員会の専門機関の責任を明確にする。形式、手続の社会化を段階的に実施し、判決執行のいくつかを実施するのに国家機関ではない機関に渡すための方法、手続を規定する。

2.3 ー 司法補助の各制定を整備する。

数量、政治的品性、道徳、専門レベルの面で充分な弁護士の組織を養成し発展させる。弁護士が、裁判所の公判において弁論を良好に実施するための保障をするシステムを整備する。同時に、弁護士に対する責任制度も明瞭に規定する。国家は、弁護士組織が自主管理する制度を生かすための法的な条件を整え、また、弁護士組織の自分のメンバーに対する責任を重くする。

司法鑑定制度を整備する。国家は、訴訟活動の恒常的なニーズに対応するため、若干の鑑定分野について投資する必要がある。鑑定のニーズが小さい、頻繁ではない分野に対する社会化を実施する。順序、手続、統一見解の期限と鑑定の実施について明瞭に、綿密に規定する。鑑定基準の公布は、それぞれの分野に合ったものでなければならない。鑑定の結論を評価するシステムを明確に規定し、事件を解決するための根拠とするための正当性、客観性を保障する。

正規司法補助警察部隊を構築し、審理活動、判決執行のために早期に対応する。

公証制度を整備する。公証と認証の範囲、公証文書の法的価値を明確に規定する。国家は、適正な公証機関を組織するのみであるという方針で公証に関する国家管理モデルを構築する。この公務を段階的に社会化する方向へ進んでいる。

廷吏（遂行員）制定を研究する。当面、いくつかの地方で試験的に実施され、その数年後、実際の総括、評価を基礎とした上で、次の段階が決まる。

2.4 ー 清潔で堅固な司法補助組織と司法幹部組織を構築する。

法律学士を養成する方法、内容と司法官職、司法補助職務の源泉となる幹部を養成する方法、内容を引き続き刷新する。政治、法律、経済、社会、についてアップデートな知識と実際の職業技能と知識を持ち、品格があり、清潔な道徳があり、正義のために勇敢に闘い、社会主義法制を保護する方針で、司法幹部、司法補助幹部を養成する。ハノイ法律大学とホ

一チミン市法律大学を、法律に関する幹部養成の重点大学になるよう建設する。司法学院を、司法幹部養成についての大きなセンターになるよう建設する。

各司法機関において、心があり、徳も才能も充分にある人を惹きつけ、選抜採用するメカニズムをつくる。各司法官職に任命するための人材の源を、各司法機関の幹部だけではなく、法律家、弁護士にも拡大する。各司法官職に任命される人を選ぶための選抜試験システムの実施について研究する。司法官職に任命される期限を延ばすか、又は無期限の任命制度を実施する。

司法幹部の労働に合った給料、褒賞政策の制度をつくる。各司法官職の活動に対する検査、調査を強化し、外部からの検査、調査システムをつくる。

2.5 – 人民が選出した各機関の監査システムを整備し、司法機関に対して人民が主となる権利を活かす。

国会の各会期、人民評議会での司法機関の活動に対する質疑応答の質を刷新し向上させる。国会と人民評議会は報告と質問の回答を聞いた後、司法活動に関する独自の決議をした方が良い。

各司法機関、特に各司法機関の指導者の法律執行を監査する効力を強化、向上させる。国会による司法活動、特に逮捕、身柄拘束、起訴、審理の監査任務の実施を補助するため、国会に司法委員会を設立することを研究する。

司法活動に対して人民が主となる権利を活かす。法律の宣伝、普及、教育活動を強力に促進する。法理、生活意識、憲法と法律に従った就業に関する人民の知識レベルの向上をたゆまず行う。祖国戦線とその各メンバー組織は、司法活動における限界や欠点を、人民が発見することを奨励する活動を集中的に良く行う。それを通して、各司法機関に（問題点を）克服し、修正するよう提案する。司法活動に関する情報の供給と広報におけるマスメディアの役割を強化する。

2.6 – 司法に関する国際協力の強化

我が国が加盟した各国際条約を良好に実施する。引き続き、他の国と司法共助協定を締結する。まずは、近隣諸国、地域の各国、伝統的な関係のある各国と締結する。

国際要素のある犯罪と国際テロの防止、対策において、INTERPOL, ASEANPOL などや近隣と地域の各国の警察、多くのベトナム公民が生活し、働き、学んでいる幾つかの国々の警察との連携を強化する。

国、ベトナム公民、組織の合法的利益と権利を保護し、国際社会と地域社会に参入するというニーズに応えるため、国際司法分野について専門性の高い外国語レベルと職務レベルを持つ司法幹部を、十分な人数育成する。

2.7－司法活動のための物的基盤の保障

国家は、それぞれの司法機関の特殊性に合った、国が可能な司法活動のための物質的な条件を保障する。

司法の活動と各機関への予算配分のメカニズムを刷新し整備する。それは、国会によって、各地方の司法機関に配分され、各地方の司法機関で管理、使用され、その際、中央の各司法機関の監査、検査を受ける方針で行う。そして地方が、地方の歳入超過分から司法機関へ活動費用を支援することを許可するシステムをつくる。

各司法機関に広くて立派で、現代的で設備の整った業務用の事務所を段階的に建築する。捜査活動、犯罪防止対策、審理活動、司法鑑定活動といったサービスのための手段となる装備を優先する。数年内に、県（ディストリクト）レベルの各司法機関の業務用事務所の建設を緊急に終了させる。政府により既に承認された提案に従い、各拘留所を改善する。司法機関の活動のIT技術を強化する。

2.8－司法活動に対する党の指導システムの完成

党は、政治、組織、そして幹部に関して、各司法機関と司法活動を緊密に指導する。党の支部による指導の弛緩、又は司法活動への正当でない干渉がある状況を克服する。

党の建設、各党組織、党員の活動の教育、管理、検査の活動を強化する。各司法機関における計画、養成、選抜採用、配置、正しい幹部の使用といった活動のケアをする。知的レベルがあり、能力、信用、素質がある党組織委員級の同志が、役割分担で、各レベルの検察院の首長、裁判所の首長に任命される。

重要、複雑な事件の解決の指導における党支部の指導システムを構築、整備する。各司法機関、関連する各分野、委員会と各党組織間の連携システムを構築、整備する。それは、党支部が、定期的に、司法活動に関する報告を聞き、意見を出す方針で行う。司法活動における指導、指示における党支部の党員の集団と個人の責任を明瞭に確定する。

中央内政委員会の活動の質を向上させ、堅固にする。ニーズがあり、政治局により設立が許可された省、都市の党支部の内政委員会を堅固にする。党支部の内政・国民対応活動に関する諮問幹部を増強する。

III－実施

1－中央直属の各レベルの党委員会、組織は、この決議の内容を研究、把握し良好に実施する。

国会の党団体は、司法改革の路線、方針、内容、任務の体制化を指導する。司法活動に対する、民が選出した機関の監視活動を効果的に指導する。

政府の党幹事委員会は、各司法機関のために、専門レベルが高く、能力、政治的品性がある司法幹部組織を、十分な人数養成する。各司法機関のための物的基盤、業務手段への投資に関連する各機関を指導する。

最高人民裁判所の党幹事委員会、最高人民検察院の党幹事委員会、司法省の党幹事委員会、中央公安党支部、中央軍事党支部は、自分の責任に属する具体的な業務を一つ一つ実現する工程を計画し、決定する。

2—今後、2010年までに主に以下のような公務を行わなければならない。

—2002年1月2日に提示された、「今後の司法活動におけるいくつかの重点任務」に関する政治局の決議08-NQ/TW号の各任務を完了させる。

—各刑事政策を改正し、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟に関する法律を段階的に改正し、整備する。犯罪防止対策、特に汚職の罪、「闇社会」型の組織的な犯罪を効果的に実施する。

—司法機関の活動の質、すべての審理公判における当事者主義を向上させる。これを司法活動の突破口とみなす。幾つかの司法活動を段階的に社会化させる。

—捜査員、検察官、裁判官の訴訟の責任、権限を増やす。それは、彼らが、主体的に任務を遂行し、訴訟活動における独立性を高め、責任を重くするためである。

—県（ディストリクト）レベルの裁判所の審理の権限の増強を完了する。このレベルでの地方裁判所設立の条件を準備する。各レベルの人民裁判所システムを段階的に刷新する。

—行政訴訟に対する裁判所の審理の権限を拡大する。軍事裁判所の審理の権限を明確にする。検察院は、起訴権を行使する機能を良く実施し、司法活動の監査機能の具体的な任務を明確にする。各レベルの裁判所システムに符合した、各レベルの検察院の組織の条件を準備する。

—国会の司法委員会設立を審議するよう国会に上程することを研究する。

—司法省への判決執行組織と業務の委譲を実施するための幹部、物的基盤に関する各条件の準備。

—十分に強く、状況に迅速に対応する各司法補助制度の構築。廷吏制度について幾つかの地方において試験的に実施する。司法補助活動を段階的に社会化する。

—司法活動に対する予算配分の刷新を実施し、様々な不合理を克服する。そして、司法幹部に対する給料政策、待遇制度を刷新する。

—県レベルの各司法機関、各刑務所のために十分な事務所を建設し、現行の規定に沿った基準を保障する。

3 —司法改革戦略を実施する指導委員会を設立する。指導委員会には、毎年の各司法改革任務を具体化するためのプログラム、計画、各提案、工程を構築する任務がある。そして、司法改革戦略の実施をモニタリングし、検査し、監督する。また、決定する権限のある機関に提出するため、司法改革に関して新しく発生した諸問題について研究を組織したり、若しくは研究機関に研究を委託したりする。

受取者：

- 各省級共産党委員会
- 党の各委員会，党幹事委員会，党支部団体，
中央直属の党支部，
- 党中央執行委員会委員の各同志，
- 中央事務局保存

政治局代表

書記長

ノン・ドク・マイン

～国際研究 II～

第10回国際民商事法金沢セミナー

(2006年2月22日開催)

国際協力部教官

伊 藤 隆

2006年(平成18年)2月22日に、石川県金沢市の北國新聞会館20階ホールにおいて、「第10回国際民商事法金沢セミナー」(主催:石川国際民商事法センター,北國新聞社 協力:法務省法務総合研究所,国際協力機構北陸支部,ジェトロ金沢貿易情報センター 後援:財団法人国際民商事法センター,テレビ金沢,エフエム石川,ラジオかなざわ・こまつ・ななお,金沢ケーブルテレビネット)が開催されました。

石川国際民商事法センターは、1996年(平成8年)に、石川県金沢市に本社を置く北國新聞社が中心となり、石川県の企業・団体が集まって結成された団体であり、アジア諸国に対する民商事法分野の法整備支援活動やアジア・太平洋諸国との民商事法分野での相互理解を深めるための研究活動等を事業目的とする財団法人国際民商事法センターと連携して種々の活動を活発に行っています。本セミナーは石川国際民商事法センターの主要な活動として位置付けられているところ、関係各位の御尽力を持ちまして、本年、第10回目のセミナー開催を迎えることができました。

今回のセミナーにおいては、講演第1部として、法務省民事局付(現東京地方検察庁検事)の葉玉匡美氏から「日本における敵対的買収とその防衛策」、講演第2部として、タイ弁護士のダグラス・マンシル氏から「タイの企業動向について」、講演第3部として、フィリピン弁護士のルイス・ホセ・フェラー氏から「フィリピンの企業動向について」、講演第4部として、元検事総長で財団法人国際民商事法センター理事長の原田明夫氏から「法によるアジアの平和のために」というテーマで、それぞれ講演をいただきました。

ところで、法務総合研究所では、国際協力機構(JICA)と協力し、国際民商事法センターと連携する形で、「国際民商事法研修」を毎年1回実施しております。2006年においては、2月6日から3月10日までの5週間、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムからの海外研修員12名並びに日本人研修員5名の合計17名の参加を得て、テーマを「海外投資を取り巻く法的枠組み—国際会社法—」として、「2005年度国際民商事法研修」を実施いたしました。

この国際民商事法研修においては、毎回、研修の一環として研修日程中に金沢を訪問し、「国際民商事法金沢セミナー」に参加することとしています。このように、アジア諸国から参加している研修員に、本セミナーのようなアジア諸国をターゲットにした多彩な内容の講演を聴講してもらうことについては、同じアジア諸国に属するセミナー講師と国際民

商事法研修の研修員とが一堂に会し、共通のテーマについて問題点を共有し、知識を一層深めることができるというメリットがあるほか、東京や大阪のような大都市とはまた違った金沢という地方都市を訪問して、石川国際民商事法センターの法整備支援への取組を知っていただくことによって、日本の法整備支援の裾野が確実に広がっていることを認識してもらい絶好の機会を提供しているものと言えます。

以下、本セミナーにおける講演内容についてはもちろん、本セミナーのような取組を紹介することが有益であると考えられることから、本セミナーの講演録を掲載いたします。



主催者あいさつ（高澤基北國新聞社専務取締役）

第10回国際民商事法金沢セミナー プログラム

日時：平成18年2月22日（木）14：00～17：30

会場：北國新聞会館20階ホール

主催：石川国際民商事法センター，北國新聞社

協力：法務省法務総合研究所，国際協力機構北陸支部，ジェットロ金沢貿易情報センター

後援：財団法人国際民商事法センター，テレビ金沢，エフエム石川，ラジオかなざわ・こまつ・ななお，金沢ケーブルテレビネット

プログラム：

14：00～14：10

主催者あいさつ

北國新聞社代表取締役社長 飛田 秀一氏

（代読：北國新聞社専務取締役 高澤 基氏）

14：10～14：15

2005年度国際民商事法研修 研修員紹介

14：15～15：05

講演第1部「日本における敵対的買収とその防衛策」

講師：法務省民事局付 葉玉 匡美氏

15：10～15：50

講演第2部「タイの企業動向について」

講師：弁護士 ダグラス・マンシル氏

15：55～16：35

講演第3部「フィリピンの企業動向について」

講師：弁護士 ルイス・ホセ・フェラー氏

16：40～17：30

講演第4部「法によるアジアの平和のために」

講師：財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫氏

17：30

閉 会

講演録

第10回国際民商事法金沢セミナー

日時：平成18年2月22日（水）

14：00～17：30

会場：北國新聞会館20階ホール

○司会 ただ今から、石川国際民商事法センター、北國新聞社共催による2005年度国際民商事法金沢セミナーを開催いたします。

本来であれば、石川国際民商事法センター会長、北國新聞社長の飛田がごあいさつを申し上げるべきところですが、あいにく所用のため出席できません。メッセージを預かっておりますので代読させていただきます。

開会あいさつ

○飛田石川国際民商事法センター会長
(代読：高澤基北國新聞社専務取締役)

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

石川国際民商事法センターは、法務省法務総合研究所に協力する形で、1996年（平成8年）の年末に設立されました。アジアの経済活動を活発なものにするには、各国の民商事分野の法整備が必要であるとの認識に立って、石川県内の企業・団体が協力をして合って活動を続けてきたものであります。石川国際民商事法センターの活動は、地道なものでありますけれども、アジア各国の法整備が進めば我が国の経済交流はますます盛んになり、お

互いの信頼を高め、ひいては世界の安全と平和に貢献できると考えているところでございます。

金沢は日本全国の都市の中でも、とりわけ固有の伝統文化を色濃く受け継いでいる都市であります。また、石川県は、日本海に突き出した能登半島をもっており、古くから対岸の朝鮮半島及び中国との交易、文化交流が盛んに行われてきた土地柄でもあります。

産業分野におきましては、繊維、鉄鋼、機械、情報関連の分野で活力のある企業が数多くあります。各種の取引、合弁企業の設立、支店の設置などの企業活動を通じて、アジア各国とも関係が濃密であります。

今回の国際民商事法金沢セミナーでは、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法・行政の中枢に携わる12名の海外研修員の皆様、日本の5名の研修員の皆様をお招きしております。短い滞在ではありますけれども、今回のセミナーが皆様にとって有意義なものになるように、また素晴らしい思い出ができますように、心から願っております。

今回のセミナーの開催に当たりまして講師をお願いいたしました、法務省民事局付（現東京地方検察庁検事）の葉玉匡美様、タイからお越しいただきました弁護士のダグラス・マンシル様、フィリピンからお越しいただきました弁護士のルイス・ホセ・フェラー様、財団法人国際民商事法センター理事長の原田明夫様をはじめ、法務省法務総合研究所の皆様、運営に御協力いただきました国際協力機構北陸支部

及びジェットロ金沢の皆様、また、本日御出席をいただきました石川国際民商事法センター会員の皆様にご心から御礼を申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

講演第1部

「日本における敵対的買収とその防衛策」

講師：法務省民事局付

(現東京地方検察庁検事)

葉玉 匡美

○葉玉 法務省民事局付検事の葉玉と申



します。法務省民事局というのは、いろいろ民法や商法などの法案を作っている部署です。昨年（平成17年）に新しい会社法ができましたが、それも私達のところで作った法律の一つです。

今日は、その会社法の話をしようかなと思いましたが、今回国際的な民事・商事に関することをテーマにするということで、もう少し枠を広げまして、外国の人が日本の企業を買収する話をします。買収はプラスの面もあるのですが、一方でマイナスの面が出てくる場合があります。そういうときに備えて、敵対的買収みたいなものに対してどうやって日本の企業を守っているのか、そのようなことについて今日はお話をしたいと思います。

皆さんも、2年前か3年前ぐらいから、特に上場企業を中心に外国の

会社が日本の会社に対して買収をかける、また、今非常に有名なホリエモンさんや、TBSを買収しようとしている楽天さんというような人たちが、経営者（実際に経営をしている人たち）が思いもよらない形で買収を開始するようなことが非常に頻繁に起こるようになったということを御承知だろうと思います。

では、敵対的買収とは一体何なのか。敵対的買収というと、誰かが誰かと敵対している、敵と味方に分かれているということでしょうが、会社に携わる人というのはいろいろ多いわけですよ。この中には企業を経営している方もいらっしゃると思いますが、当然企業をどこかに身売りするということになると、従業員が反対するとか、また取引先が、今まで取引していたのがこれから継続できるのだろうか、と心配になり、「何とか今までどおりやってくれませんか」というような形でその買収に反対するというようなこともあるでしょう。

しかし、一般には、経営者、例えば代表取締役や取締役会などが反対する買収のことを「敵対的買収」と呼んでいるのです。ですから、今日の講演では、経営者が自分の株を買ってもらいたくないのに無理やり買われてしまうという意味の「敵対的買収」の話をしていきたいと思います。逆に言うと、経営者が、もう自分たちの企業が大きくなるためには株を買ってもらわなければいけないと考えているような場合には、これは幾ら従業員が反対しても「敵対的買収」とは言わないというの

が私たち法律家の考え方です。

では、この敵対的買収というのは、現在、増えているのか減っているのか。まず事実の問題からお話しますと、これは確かに先ほどお話したように2～3年前から非常に増えているのが現実だと思います。なぜ敵対的買収が増えるのか。これは、今まで敵対的買収が特に起こった時期が二つあります。一つが1980年代ぐらいからの「バブル」と言われていた時期、それから、本当にここ2～3年の株価の低迷している時期。この二つに大きく分けられるのではないかと思います。

増える理由はいろいろ考えられるわけですが、下世話に言えば、例えば皆さんが、「おいしいすき焼きを食べたい」、「能登牛の最高級品を食べたい」と思ったときに、それはどんなときに食べられるかを考えてもらえればいいわけですね。たとえば、私のように給料が安い人が、金沢の町を歩いていたら、能登牛が100g 5,000円で売っているのに気付いたとします。そうすると、俺の給料は安いし、こんな100g 5,000円の肉など、これだけ大きな体を維持するためには1kg 食べなければいけないから、とてもではないけれども食べられないということで、食べようと思っても食べられないわけですね。おいしいすき焼きができない。しかし、例えば私がつもつとどんどん偉くなって、検事総長ぐらいまでになれば（笑）、もしかしたらたくさん給料が稼げて、100g 5,000円ぐらいのすき焼きでも食べられるかなど。このようにお金がたくさんできると、おいしいもの

でも買いたくなる。逆に、もともとおいしいものがだんだん売れなくなって、100g 5,000円だったものが100g 1,000円ぐらいになる。そうすると、それも今のサラリーでも買えるから、では食べてみようかなという気持ちになる。つまり、お金がすごく余るか、株がすごく安くなるか、このどちらかのときに買収ということが起こりやすくなるわけですね。

バブル期というのは、まさにお金がものすごく余って、株の値段自体は非常に高かったわけですが、さらにそれが高くなると信じられ、なおかつお金が余っていた。だからどんどん買い占めて、非常に投機的な資金がそこに流入していて、仮に無理やり買ったとしても、すぐに売り飛ばせば、もしくはそれを、後でお話しますが、その会社を買ってもらえれば利益になると信じられて、敵対的買収が起こりやすくなっていました。

それに対して、最近のものは二つの要因があります。一つはホリエモンさんや楽天さんやソフトバンクさんのように、「IT バブル」と言われていた時に、ものすごくお金を稼いだ人たちがいます。稼いだというのは、会社の資金として株を売って稼いだものであり、特に商売に使うわけでもないお金がたくさん余った企業が出ます。一方で、株価がここ数年非常に低迷していて、実際の事業をやっている人たちの株価は非常に低い。ITの人たちは、実際にはITといっても、これらの人がITに幾らお金を払っているかということ、あまりお金を払っていないわけですよ。

お金は持っているけれども特に収益性の高い事業がない人たちが、本当にやはりこれから先お金を稼ぐためにはどうしたらいいかということを考えるときには、それは実際に成功している商売の企業の株を買ってきて、そしてそれを自分の傘下に入れたい。それが、昨今、敵対的買収というものが増えてくる原因ではないかと思えます。

とはいえ、日本の買収、例えば株式の買い付け（TOB）や合併などを見てみますと、99.999%ぐらいは友好的な、経営者も賛成しているものなのです。やはりお金があるから買う、お金があるから敵対してでも買うというような買収は、本当に数件、年間に2件とか3件あるかないかということで、正直言ってそれほど日本の企業が大きな敵対的買収の脅威にさらされているというわけではないと思えます。

実際に、お金があるからどんなに企業が反対していても買い続けるということは、決してその事業のうえではプラスにならないわけですね。金満な考え方というのは、昔のバブルの頃などはまさにそういう考え方で、とにかくお金を使うことが、もしくはお金を使ってお金を稼ぐ、それがまさに美徳だとされていた時代で、本当に巨額のマネー、何百億というマネーが動いていたわけですね。

私などは、バブルのころは大学生だったわけですが、大学生でもアルバイトをすれば時給1,500円とか2,000円とか、すぐに稼げて、非常にバブリーで、何か本を見たりすると、これまた

どんどんお金を使うことを勧めるようなものが多かった。例えば、クリスマス近くになると、若者の雑誌などを見ると、とにかく3人はガールフレンドやボーイフレンドを作って、クリスマスイブとイブとクリスマス当日と、とにかく3回はフランス料理を食べろというようなことが平気で書いてありました。とにかくお金を使うこと自体に非常に魅力を感じるような時代があって、そのときには、まさに株というのも、事業の価値を買うというより、まさに株という、いわばイメージというか、株という夢を買うというようなことで、敵対的買収ということが行われていたというのが事実です。そのころに行われた敵対的買収はすべて失敗していて、実際にそれをやった人たちは、検察庁に捕まったりして、そのような形であまりいい思いはしていない。

また、日本の広い意味での敵対的買収を見ても、今まで敵対的買収で成功した例は1件もないと言われています。エスエス製薬さんなどが敵対的買収ではないか、それで一応成功した例ではないかと言われたりすることもあるのですが、それも真に経営者が反対していたというわけではないので、ほとんどがこれは友好的な買収しか実情としては成功しないというのが現実だと思います。

では、このように非常に成功するのが難しい敵対的買収というものを一体何のために行うのか。普通に考えても、この中に事業をやっておられる方もいらっしゃると思いますが、経営陣がしっかりと経営をしている会社において、

無理やり株を取って経営陣を入れ替えたからといって、そこから先の事業がうまくいくということはほとんど考えられないはずですね。それにもかかわらずそれをやるというのは、一つパターンとしてあるのは、更に良い経営を行って、その企業の価値を高めていこうという考え方を持つような場合です。これは、多くは実際に同業他社を買収するような場合が多いのです。日本企業同士というのはなかなか少ないのですが、例えば医薬品業界です。すぐそこに富山の薬売りの富山県がありますが、そういう医薬品業界というのは非常に開発費がかかるので、小さな企業だとなかなかやっていけず、逆に大きな企業が大きな開発費をかけて新薬を作って、それをいろいろなチャンネルを基にばらまいて売っていくというようによく行われているものなのです。

正直申しまして、日本の医薬品業界というのは、武田薬品という日本の中ではマンモスの会社であっても、世界的に見れば非常に小さな企業にすぎません。これは日本の医薬品業界が保険制度をベースに、いわば守られて育ってきたところにあると思いますが、実際にやはり世界のいろいろな製薬会社を見てみると、規模が段違いに大きい。しかし、やはり日本のマーケットというものを取るためには、どこか日本の企業を取って、買収して、そしてその販売網や、またその中でいろいろ培ってきたノウハウ、日本の中での商品の開発ノウハウというものを入れた方がいいのではないかと、非常

に積極的に買収工作が進められていると言われていています。

実際問題として、ヨーロッパの方は今まで幾つも乱立状態だったものが、EU が統合することによって、幾つかの本当に大規模な製薬会社しか残らないし、アメリカも例えばファイザーなどそういう大きなところしか残らないような状態になっていて、非常に同業他社を買収していくメリットが考えられるところです。

けれども、それはもう極めて例外的なものであって、敵対的買収をしても、多くは経営が改善できるかということ、なかなか改善できるものではありません。ホリエモンさんがフジテレビとかニッポン放送というラジオ局を買収しようとしたときも、インターネットと放送との融合をやりたい、これはみんな言うわけですね。しかし、結局、実際にコンテンツ、要するに番組を作っているラジオ局やテレビ局が積極的に協力してくれるような体制がないと、幾ら買収をして経営者を入れ替えたとしても、それはうまくいくはずはない、というのが普通の考え方だと思うのです。

アメリカや他のヨーロッパの国に比べても、日本というのは非常にブロードバンド、すごく速いインターネットというものが発展している国なので、そういったテレビ局などのライブラリーを丸ごと取り入れることができれば自分たちのメリットになるし、何よりも彼らは今イメージ先行で売っていて、これから先インターネット業界は儲かるということだけで売ってきた。とこ

ろが、実際にはインターネットだけでは儲からないということが最近よく分かってきているわけです。そうしたら、どこにその儲けの材料を見つけるかというところで、今実際に似たような業界で儲かっているテレビ局やラジオ局、ラジオ局がどれだけ儲かっているかは、ちょっとこの中にもラジオ局があるからよく分かりませんが(笑)、テレビ局などを一つの材料にしようとしているということが実際なのだろうと思います。

でも、これは割とまともなもので、中には悪い敵対的買収といわれているものもあります。一つは、「グリーンメイラー」というものがあります。何となく日本人が「グリーンメイラー」というと、緑の手紙で草花か何かが入った電報か何かが来るのかなとかと思うかもしれませんが、「グリーンメイラー」というのは、株を例えば30%ぐらい買い占めて、裏でこっそりその会社に売りつける。「もしお前がこの株を買ってくれないなら、社長を首にするぞ」というような形で、いわば脅しの材料として大量に株を保有して、自社株を高く買ってもらうというようなことを「グリーンメイラー」と言っているわけです。

バブル期の敵対的買収はほとんどこのグリーンメイラーだったといわれています。

このグリーンメールをやられてしまうと誰が損をするかという、実はその買収者以外の株主が損をしてしまうわけです。もともとは、株価が例えば1株1,000円ぐらいしかない株のとこ

ろを、グリーンメールした人だけ3,000円で会社から財産が流出してしまうわけですから、残った人たちは、いわば残りかすをそのまま掴まされたままになってしまいます。ですから、こういうグリーンメール行為というのはあまり良くない行為だと言われていて、証券取引法の中でもこれに対する損害賠償請求みたいなものができるような形になっています。

もう一つ、最近スティール・パートナーズというファンドが、日本の幾つかの、ユシロさんとかそういう会社に敵対的買収を仕掛けたことがありました。結果的には失敗しましたが。スティール・パートナーズという会社は何を狙っていたかということ、一般にはそのユシロとかそういう企業を買収したうえで解体する、要するに解散してしまっ、お金をもらう、もしくは配当を高くさせることを狙っていたのだといわれています。

日本の企業というのは非常に株価が安く放置されていたから、非常に不思議な現象がたくさん起こっていました。例えば300億円ぐらい現金が余っている会社があります。なぜそんなに現金が余っているかということ、本業で非常に儲かっているけれども、新たな設備投資などには全くお金を使わない。設備投資で使わなくても、お金があった方が、いざお金に困ったときに資金繰りに困らないだろうと。日本の企業というのはどうしても資金繰り中心の経営をしますから、キャッシュが多ければ多いほど安全だという考え方で今までずっとやってきたために、現金をた

くさん持った会社がたくさんあるのです。

ところが、その現金を300億円持った企業の上場の株価を全部合わせると、たった200億円にしかならない。つまり、200億円で丸ごと買って、解散して現金300億円取ると100億円儲かる。そういう不思議な現象が日本の株式市場には現実にあったのです。村上ファンドさんなども同じような発想で、例えば東京スタイルという会社の株式をたくさん買って、現金がこんなに余っているのだから配当としてどんどん払いなさいというような活動をやったりして、とにかく現金をたくさん持っているところをどんどん買収するということが多かったわけですね。

これは世界的に見ても、よくある買収です。悪質なものと、現金をたくさん持っている企業の株を買って、幾ら経営陣が反対してもどうせ最初から潰すつもりだというものもあります。ただし、それが経営者のためになるか、従業員のためになるかということを考えてみると、その段階で会社を潰してしまってお金だけ取るということに対しては、やはり非常に抵抗感があるというのが日本の考え方だろうと思っているわけです。

そこで、なぜ敵対的買収を防止しなければならないのかというところの答えが見えてくるのだと思います。もしかしたら、ここに上場会社の社長さんがいらっしゃるかもしれません。逆に中小企業で家族経営をされているような会社の方もいらっしゃるかもしれま

せん。会社というのは、自分の株式をどれだけ流通させるかということを選択することができる。これが日本の会社法なのです。株を勝手に知らない人に取得されたくないという人は、定款で株式の譲渡制限というものをつければいいわけです。しかし、上場企業というのは、そういうことではなく、幅広くその株をみんなに買ってもらいたい。近くの地域の人だけではなく、全国の人たちに株を買ってもらいたいという形で、東京証券取引所などに上場しているわけで、いわば商品を自由に買ってくださいと売り出しをかけているわけです。

それにもかかわらず、「では分かりました。売っているから私がどんどん買いますよ。」と言い始めると、それに対して「いや、待ってくれ。」と、「そんなにたくさん買われては困る。」と言いだすのはちょっとルール違反ではないかと考えるのが、法律家の一般的な見方だと思います。

ニッポン放送とライブドアの件について、結局、ニッポン放送側がいわばポイズン・ピルのようなもの、敵対的買収を防衛する手法を採ろうとしたところ、東京地方裁判所はそれに対してストップをかけました。それはなぜかということ、結局、誰が株主になるのかということに対して、経営陣が口出しをしてはいけないのが原則である、そういうことは株主同士で決めて、もし株主が誰でもフジサンケイグループで生きていきたいと望むならば、例えば株式譲渡制限をかけるとかそういう方法を採用すべきであって、経営陣が勝手

にそれをやるというのは、自分が首を切られたくないからだ、そのような視点から防衛策にストップをかけているわけです。しかし、先ほども申しましたように、敵対的買収防衛策というのは決して経営陣の保身のためだけにあるのではなく、先ほど言ったグリーンメイラーや解体的買収をするような人たちから株主を守るという側面もあるわけで、その辺をこれから先はきちんと強調して防衛策というものを認めていかなければいけないのではないかというのが、最近の学会や実務界での大きな見方であろうと思います。

それでは、一体日本ではどういう防衛策を採ることができるのか。幾つかの防衛策について説明します。例えば「ポイズン・ピル」というものがあります。「ポイズン・ピル」というのは「毒薬」ということですね。どうやって会社に毒薬を仕掛けるのか。敵対的買収者が現れたら、例えば自分のところの牛肉に毒薬を仕込んで評判を落とさせるのか。そういうことなのかというと、そうではない。これは、アメリカの考え方を日本に輸入しようとして、弁護士さんたちがいろいろ考えている考え方です。

簡単に言うと、「ポイズン・ピル」というのは、買収者以外の株主の株式だけを増やして、相対的に買収者の持株割合を減らすという仕組みのことです。簡単に言うと、買収をするわけですから、当然まずは51%取りたいわけです。51%取るために一生懸命株を集めていったところ、51%に届いたところでバーンと他の人の株だけが増えて、買収

者の持株割合が20%に減ってしまった。そのようなことができるのが、この「ポイズン・ピル」という手法なのです。そうすると、買収者としてはまた20%から出発して51%まで買わなければいけないから、経済的に大きな打撃を与えることができます。

こうした手法はアメリカで開発されて、日本でも今会社法で採用されている「新株予約権」というものを用いればできると考えられています。ただ、実はアメリカでは上場企業の約6割の企業がこのポイズン・ピルを入れているといわれているものの、実はポイズン・ピルというのは今まで一度も使われたことがありません。1980年代からだったと思いますが、二十何年間もポイズン・ピルの歴史があつて、上場企業の6割もの人たちが入れているにもかかわらず、一度も発動されたことがない。一度だけ何か間違つて発動されたいのですが、これは本当の間違いだつたらしくて、たまたま発動されてしまったようです。本当に意図的にそのポイズン・ピルというもので敵対的買収者を攻撃したということは一度もないそうです。

同じように、日本でも結局このポイズン・ピルを入れたとしても、それはあくまでも威嚇、脅しという効果があるだけであつて、現実に行使したときに生じる問題はいろいろあると考えられます。これはまた後で申し上げます。

同じように、「ゴールデンパラシュート」、「ティンパラシュート」というものがあります。「黄金落下傘」「鉛落

下傘」ですか(笑)。これもまた何を言っているかよく分かりませんが、この「ゴールデンパラシュート」というのは、例えば取締役の退職金を、もし意に沿わず途中で首を切られたような場合には、ものすごく多額の、例えば100億円とか、そこまで行くと大げさかもしれませんが、100億円の退職金と決めておいて、敵対的買収者が勝手に株を集めて経営者の首を切ったときには、会社から100億円の現金がボンと抜けてしまうような仕組みを作る。こういうものが「ゴールデンパラシュート」です。同じようなことを従業員の退職金などでやるのが「ティンパラシュート」といわれているものです。

「おお、100億円ももらえるのか、それはいいな。」と言って、中小企業のおやじさんたちが、「よし、うちも俺が辞めたときは退職金100億円だ。」と決めても、誰も敵対的買収をしてくれなければ意味がないわけで、これもまた一つの脅しとして使うものではないかと思えます。

ただ、これもやはりアメリカの経営者は本当に1年間に何億円ともらう人、また何十億円ともらう人がたくさんいますので、経営にインパクトを与えるほどの退職金というものもあり得るのかもしれませんが、日本の経営者の退職金というのは上場企業に行っても本当に微々たるもの、北國新聞社さんの社主ぐらいになれば、もしかしたらものすごい100億円ぐらい行くのかもしれませんが、本当はどうか分かりませんが、実際にはどうも(笑)、実際にやはり経営をされているサラリーマン経営者が、幾

ら退職金として100億円だ50億円だと言っても、それは株主総会で通る話ではないので、あまり日本の企業では現実性がない方法ではないかと言われていきます。

さらに「焦土作戦」というものがあります。これはライブドアとニッポン放送のときもよく言われていたものですが、要するに、その企業にとってものすごく大事な商売の資産を他人に売り払ってしまう、そういうものを「焦土作戦」と言います。ニッポン放送の場合には、ポニーキャニオンという会社を非常に優良な子会社として傘下にしていたのですが、この株をもう誰かに売ってしまおうかと。実際に例えばニッポン放送が持っていたフジテレビの株をソフトバンク・インベストメントに貸出しをするという非常に裏技的なことで防ぎましたが、あれも実は一種の焦土作戦的な方法だったと思えます。そうすると、真の目的というか、その敵対的買収者が本当に欲しいものが手に入らなくなって、買収を防止できるというようなメリットがあります。

あと、もう一つ今回の会社法で採用している「議決権制限株式」というもので、例えば20%以上の株主に対しては、もう議決権がそれ以上増えないように、それを制限してしまおうというような方策も会社法では採ることができます。

このように、実はいろいろな方策を採ろうとすれば採れるわけですが、ただ、これがいつもいつも許されるかというと、恐らくそうではない。先ほども申しましたように、日本の裁判所と

というのは、基本的には経営者が勝手に株主を選択するということに対しては非常にネガティブな考え方を持っています。それは裁判所だけではなく、私たちが一般の法曹もそのように思っています。

そうすると、やはり敵対的買収者に対して非常にひどい仕打ちをすれば、裁判所がそれにストップをかけるという意味でバランスが取られていくでしょうから、もしこの防衛策を採用しようとするならば、裁判所を説得できるだけの、やはり合理性というか正当性、そういったものを備えていかなければいけないというのが現実だと思います。

例えば、今、「黄金株」というものが問題になっています。「黄金株」というのは、いわば株主総会で決めたことを全部拒否できる権利がついている株式のことを言います。ですから、株主総会でどんなに取締役を首にしようとしても、または合併しようとしても、その黄金株を持っている人が「ノー」と言えば、全くその株主総会決議は無効になってしまう。そういう株なのです。これは、ヨーロッパでも実は一部国営企業が民営化されたときに、その黄金株というものを、例えば政府が持つことによって活用されているということがありますが、日本でも今、郵政公社が今度民営化されるというときに、この黄金株を発行したらどうだというような議論が実はされていたところでもあります。

こうした黄金株というものは、確かに非常に強力な防衛策ではあるわけで

すが、やはり一方では株主の意思を無視してしまうという側面があって、東京証券取引所などは、こういう黄金株は基本的には認めないというような立場を取っています。

同じように、それがポイズン・ピルであろうと、ゴールデンパラシュートであろうと、やはり東京証券取引所なり大阪証券取引所なり、その証券市場で株を安心して買えるような基盤というものが、正当性というものがなければ、これは実際にはそれを採用することができないので、今どんな防衛策ならば採れるかということ、東京証券取引所や経団連などが一生懸命話合いをしながら進めているところです。

そして最後に一言申し上げたいことは、やはりそのような正当な防衛策を採るということは非常に大事なことではあるものの、実際にある日突然買収が始まったときには、経営陣は自分の首がかかっているわけですね。今まで20年、30年頑張ってきて、下積みから上司にお世辞を言って、嫌々酒につきあって来て、何とかこの取締役の地位を手に入れたのに、いざこれからだということ、首を切られてなるものかと、非常に危機感を持ってしまう経営者が現実には多くて、非常にひどい防衛策を講じるということがあります。今まで防衛策で裁判所が認めてくれた例というのは、裁判例では多分1件ぐらいしかないと思いますが、それ以外はほとんど否定されているのです。

そのような場合に、取締役は単に裁判でその防衛策が否定されるというだ

けではなく、それによってもし買収者に損害が生じれば、損害賠償責任を負うということだってあり得ます。その損害賠償責任は、例えば日本の上場企業レベルで買収者に損害を与えるとすれば、何百億円という、例えばライブドアのときだったら 800 億円とか 1,300 億円とかいろいろ数字が出ていましたが、それぐらいのレベルで損害を与える可能性があるわけですから、会社は守ったが取締役は破産するということもあり得ます。破産となると、取締役はいったん辞めなければいけません。そのようなことになりかねないというリスクがあるということを理解していただきたいと思います。

また、ここにおられるアジアの方は、まだ株式の証券取引所というものが無いような国もあると聞いていますが、これから先、おそらく日本と同じような形で、上場をしていっぱいお金が入ってくるのはいいのだけれども、他方で、やはり外国にその国の重要な産業の株式をどんどん買い集められて、経営を支配されてしまうということに対する拒否反応が起こることがあると思います。これは日本だけではなく、おそらく皆さんの国でも起こりますし、アメリカのデラウェア州みたいに非常に開かれたところでも、実はそういう拒否反応が起こってポイズン・ピルなどが開発されたというのが事実なのです。

ただ、そこはやはりバランスというものがある。一方では本当に大事な部分は防衛策で守らなければいけないけれども、他方ではやはり安心して買

える株式市場というものを作っていかねなければいけないということも経済発展のためには重要です。そのバランスを取って防衛策の論議もしていかなければいけないというのが、今、私たちの最大の関心事であるということです。

短い時間でこの防衛策について語るのなかなか難しいことではあります。私のお話はこの程度にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

質 疑 応 答

○会場 拝聴したお話の中で、実際に保有している資産等と株価とのバランスという問題があるということで、日本の会社の場合は株価が異常に低い会社もあるということでお話をお聞きしたのですが、以前私が報道で接した内容によると、例えば、阪神電鉄株買収の対象として、今、村上ファンドが動いているようですけれども、それについても実際の資産より相当株価が低くなっている。そういうことになってくると、その敵対的な買収の対象とされてしまう危険性が十分あるということになると思うのですが、その異常に低い株価を実際の適正な価格、適正な株価にするために、どの程度のコストがかかるものなのか。そのコストが低ければ、さっさと改善しておけばいいのにと、素人目にはそんなふうにも感じるのですけれども、その辺りはかなりなコストがかかるからそのまま放置されているという現状なのでしょうか。そ

れともまた違う現状なのでしょうか。

○葉玉 株価を高くする・低くするということを人為的に行うというのは、正直言って無理なのですね。阪神の株がどうやったら上がるかといったら、阪神タイガースが優勝する以外ないわけです。阪神が弱ければ、阪神電鉄にも乗らないし、阪神デパートにも行かない。だからそれはコストがかかるというようなことではなく、やはり、まずその企業の内容をよくするということが、プラス、やはりその宣伝をする。どのようにその企業が魅力のある企業なのかという PR 活動をするということが今非常に注目されています。

実際にニレコという会社があって、ニレコという会社が実は昨年非常に過激な敵対的買収防衛策を入れて、株を買いにくくしたのです。ところが、そのニレコが至上初めてポイズン・ピルを入れましたと宣伝して、貸借対照表を見てみたところ、すごく優良企業だということが分かって、株価がものすごく上がったのです。ポイズン・ピルを入れるということは、株が買いにくくなって株を安くする原因になるはずなのに、それによって今まで誰も知らなかったニレコという会社のバランスシートを見て、「おっ、すごいお金があるじゃないか。こいつは結構いろんなところから買いが入るかもしれない」と思って、ボンと上がる。そのように、株式市場というのは非常に不合理な動きをすることもあるし、逆に言うと、そういう宣伝、PR 活動がうまくいけば株価が上がるということもあるし、それはもう正直言って人為的な問題では

解決できないところが大きいと思います。

本当に株を上げる方策があったら、私はこんなところでしゃべっていないで、上場企業に行って高くそのノウハウを売ってきたいと思うのですが、残念ながらそういうマジックを僕は知りません。

○会場 海外の話が出ましたが、新しい会社法で導入される三角合併という制度で、外国会社を親会社としている会社と、日本国内の会社との合併について、三角合併を使えるようになるということです。ただ、その施行については1年遅くなるということが報道されていますが、立法当局としてはそういう制度を作って外国の会社が日本に入ってくるのが本当にやりやすくなると考えているのか、あるいは件数が増えるかどうかという見通しを、もしお持ちであったら教えていただけないでしょうか。

○葉玉 今回、会社法によって三角合併ということができるようになりました。三角合併というのは、簡単に申し上げますと、今までは企業同士が合併するときには、消滅会社は存続会社の株しか貰えなかったわけですが、それが、例えば完全親会社の株をもらえるようになる制度です。ここには何銀行があるか分かりませんが、例えば、みずほ銀行というのは上場しているわけではなく、みずほホールディングスという持株会社が上場しているのです。そこを、例えば石川の地銀などがみずほ銀行と合併するようなときに、みずほ銀行の株をもらっても、この石川の地銀

さんの株主は喜ばないわけですね。やはり上場している株をもらいたい。そこで、そういう上場している持株会社の株などをもらう合併というものを認めようというのが今回の三角合併制度です。

これは経団連の要望によるものでもあり、同時に、アメリカの商工会議所やEUからの要望でもあったわけです。これによって、やはり外国から日本の企業を買収したいという会社が増えるだろうということが言われているところです。

ただし、そのための前提条件が絶対一つあります。それは税の問題です。つまり、三角合併をするときに株主に課税されたりするようなシステムだと誰も三角合併を望まないで、日本の企業が今まで合併したときに、株主や会社に対して税金がかからなかったのと同じように、三角合併をするときもきちんと税が繰り延べられていくようなものができるかどうか。これが最大の焦点になっていて、それは多分、今年末の税制改正の一つの大きなテーマになっていくと思われま

○**会場** ライブドアの件で、新聞報道によると、いわゆる株式の分割をして、100分割をして発売をして、新しい株ができる間の時間的な経過を利用して、品薄になったので株価が上がって、上がったときに切り抜けて(売り抜けて)儲けたということですが、今の会社法では、基本的には株は発行しない、株を発行する場合には別途定款で定められているのですが、そうすると、今、株式の分割はある程度規制しよう

と東京証券取引所などは言っていますけれども、何倍に分割しようが関係なくなるのではないのでしょうか。

○**葉玉** まさにおっしゃるとおりです。実は、確かに株券はこれから先、将来、平成21年に完全にペーパーレス化される予定ではありますが、現状では上場株券は必ずありますので、決してペーパーレスになっているわけではありません。ただし、株券保管振替制度という制度を改善することによって、今は100万分割しようとして絶対に供給不足は起こらないようになっていきますから、今更株式分割を規制することは何の意味もないと思います。

ですから、今、法務省も金融庁も、株式分割自体を禁止しようとは考えていないと思います。

○**会場** 先ほど防衛策について裁判所が認めたケースは1件しかないのではないかという話がありましたので、関連して伺いたいのですが、裁判所が防衛策の合理性を判断するに当たって、実際に敵対的買収が行われている段階においては、なりふり構わず対策が採られることが多く、それが裁判所に上がってきまして、おそらくは仮処分という形で、早く判断しろ、もう明日にでも判断しろという形になると思います。

これを伺うと、それは裁判所が考えることと言われるかもしれませんが、立法を担当している方の御意見として、合理性を判断するときに、裁判所がどの辺りに着目して判断するのがより妥当な判断になるとお考えになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○葉玉 裁判所のことを語るのもちょっと僭越ではございますが、しかも私は民事専門ではなく、もともとは刑事専門で10年やってきた者なので(笑)、若干とまどいもありますけれども、でも、簡単に言えば、おそらく本当の合理性という、その敵対的買収防衛策が合理的なものかということ判断するのは、短期間では難しいというのが現実です。判断できるとすれば、手続として株主の意思に基づいたものなのかどうなのかというのが、形式的には判断しやすい段階だと思います。株主総会が、結局その防衛策を納得したうえで、それが広くみんな開示されていて、買収をする人もそれを知りつつ買っているというような状況になれば、仮に不利益が及んだとしても、それはもう株主も納得しているし、知って買ったのだから仕方がないのではないかと、買収者が害されても仕方がないのではないかといえるのではないかと思います。

その他には、今までの判例などを見てみますと、やはり買収者が悪いやつか悪くないか、これは結構重要です。グリーンメイラーであるとか、解体的買収者であるような人が買収をすると、裁判所が止めてくれる可能性が今はかなり高まっているという事実があって、理屈というよりは、要は悪いか悪くないかという、非常に価値観的なところで決まっているのではないかと思います。

○司会 葉玉様、ありがとうございました。

講演第2部

「タイの企業動向について」

講師：DEACONS 法律事務所

弁護士 ダグラス・マンシル

○マンシル 御紹介ありがとうございます。



す。本日ここで講演できますことを非常に名誉に思っています。今日、少し金沢の町を見ましたが、

非常に美しい町であると、そして特別な町であるという印象を深く持ちました。

本日は、タイにおける直接外国投資の状況について、また、タイにとって日本がどのように重要なのかということをお話したいと思います。後ほど、原田理事長が世界のグローバル化について触れられると思いますが、それに関連する言葉として「フラット・ワールド」という言葉があります。いかにしてタイがそのフラット・ワールドの一部になろうとしているのか、そのためにはどのような障害があり、どのようなチャレンジをしなければならないのか、また、今、タイが、新興国として、そして途上国として、そうした方向に向かう上での課題を話したいと思います。

まず、タイの経済ですが、日本よりは経済の進展は遅れていると思います。例えば、国民一人当たりの購買力ですが、平均すると大体8,000ドル/年というところですが、したがって、所得レベルは日本よりずっと低いのです。

エコノミストとしてアジア開発銀行(ADB)にいらっしゃる、ジーザス・フィリペという人が行った研究があり

ます。非常に重要な研究であると位置付けられています。この研究において、1993年から2003年までのタイの経済動向を追っているわけですが、少なくともタイの経済の70%の成長部分は輸出で支えられているということです。この研究においては、その他にもいろいろなことが研究されているのですが、タイにおいては、輸出が成長しているということ、また、対外経済との結びつきがタイの経済成長と人々の生活水準の向上について重要かつ密接なつながりを持っているということが分析されています。また、観光業は、タイのGDPの6～9%を占めるということです。それも入れますと、88%、すなわち5分の4ぐらいが、国際的な、グローバルな経済と結びついているのがタイの経済だということです。

日本の重要性ということですが、タイにおける非常に重要な投資国となっています。いろいろな統計が出ていますが、一般的に言えるのは、タイに対する海外からの投資のうち少なくとも35～40%ぐらいは日本からの投資ということです。これは、BOI (Board of Investment) と呼ばれるタイ政府の機関である投資委員会の統計から言えるわけです。日本の投資案件というのはBOIに行くことが多いのですが、案件としてBOIに行かないものもあるわけですから、タイにおいて行われている投資のうち日本からの投資が40%以上を占めていると言っても過言ではないと思います。したがって、日本は、タイの経済にとって非常に重要だということです。

今、タイの政府が注目しているのはインフラの整備です。日本は非常にインフラが整備されています。新幹線があり、道路、そしてまた下水のシステムにしても、効果的・効率的に運営されています。タイはそうではありません。他の国々ほど貧しくはないにしても、インフラの整備はまだそこまでは及んでいません。そうした中で、タイ政府は、今後5年間で400億ドルをかけてインフラの整備をしようという計画を進めています。例えば、高速鉄道、道路、そして下水道の整備です。

その技術の供給源ですが、これはインフラの整備には欠かせないものですが、例えば高速鉄道については国内で生産はできるだけ技術がありませんから、やはり海外に目を向けているわけです。日本やフランス、ドイツがその対象となるでしょう。したがって、タイとしては、インフラの整備のための技術の供給源を確保するという目で日本を見て、そして、EU、アメリカを見ているということです。ですから、日本も含めて、国際的な関係が今後更に重要になっていくでしょう。

次の主題ですが、タイはどのような手段を使って投資を促進しようとしているのかということについてお話しします。タイへの投資を考えている、あるいは興味を持っている方もいると思いますが、まずは一般的な様子をお話ししましょう。非常に実際的な話に即して進めたいと思います。

経済のグローバル化は日本にとって非常に重要だと思います。タイもそうです。しかし、幾つか難しい問題も起

きてくるわけです。

例えば、法的な側面をきちんとしておかないと問題になることがあると思います。その一つとして、PLC (Private Limited Company) と呼ばれる非公開会社についての話をしたいと思います。これは、他の会社組織と同様、法人として独立したものであるとされます。

外資企業がタイに入ってきた際に、一人、二人をタイに常駐させ、事業を展開するということがあります。このような場合に PLC を設立しておくような適切な手段を講じておかないと、リスクが発生するケースが多いと思います。どのようなリスクかという点、それは恒久的な施設の設置に関するものです。タイの国税局は、タイ国内に恒久的施設があるかどうかということに重要視します。外資が入ってきた場合、国税局は、タイに常駐している個人はタイのローカルの会社の人間ではなく、日本の会社で仕事をしている人間であると考え、タイに日本の会社の恒久的な施設ができたと考えるわけです。そうしますと、理論的には、国税局は、その日本の会社に対して課税をすることができるということになります。例えば、日本の駐在員が 1,000 万ドルぐらいの買い付けをした場合でも、タイの国税局は、基本的にはこの駐在員の所属する日本の会社が 1,000 万ドルの利益を生み出していると判断するわけです。タイの国税局としては、現地の駐在所が負担した費用がどのぐらいで、また、日本の会社が負担した費用がどのぐらいなのかということ、わざわざ手数料をかけて決めるということはし

ません。日本のヘッドオフィス負担の費用が何%ぐらいかかると、その 1,000 万ドルの受注につながったのかということとは考えません。したがって、日本の企業は、タイの国税局から、1,000 万ドルの受注があったのでその 30% が課税対象になりますよ、ということを言われることになります。30% というのは、法人所得税が 30% と決められているからです。そうしますと、日本の企業に負担がかかるということになります。このような問題は、PLC を設立して、きちんと対応すれば回避できるわけです。

他にも幾つか考えなければいけない問題があります。タイの法律の下では、外国人が仕事をする場合には労働許可を得ていなければなりません。「仕事」という概念は、非常に広義に解釈されます。特に収入を得なくともよいわけです。例えば、タイにおいてセールス関係のミーティングがあり、それに出席した場合、それは「仕事」をしたとみなされます。場合によっては国外追放、あるいは、逮捕されるかもしれません。実際にそのようなことが起きています。これは、我々が数年前に実際に経験したことです。コンペティター（競合他社）がある会社に攻勢をかけようとしていて、入国管理局に通報し、そして逮捕されてしまったということがありました。逮捕されたのはオーストラリア人でした。彼はタイに行き、パワーポイントを使ってプレゼンテーションをしたのです。セールスの対象の人たちに対して話をしたわけです。そして、入国管理局がそのオース

トラリア人を逮捕しました。実際にそういうことがありましたので、気をつけなければいけません。

また、税金の問題も気をつけなければなりません。国税局の考え方は、タイにおいて雇用している人がいる場合にはタイに対して税金を払うべきだということです。それが会社であるならば、源泉徴収を行うべきだということです。日本の場合は分かりませんが、会社が源泉徴収の責任を負うということです。タイの政府の見方としては、タイに住んでいるならばタイのサービスを受けているのであり、所得税を払っていないのであれば、それは違法であると考えます。例えば、1年間ほどタイで仕事をしてタイの源泉所得税を払わないということであるならば、日本の会社がタイの税法違反ということになり、刑法に従って罰を受けるということです。

外国人事業法の問題もあります。これは、外国人による所有の制限ということにも関係するわけですが、非常に厳格なもので、慎重に対応しなければいけません。例えば、このような事例がありました。シンガポールの企業がイギリス人を雇用していました。しかし、彼は非常に飲酒癖が悪く、パブやクラブで多量の酒を飲んでおり、また、時間も守らないということで、シンガポールの会社としてはどうしても容認できず、彼を解雇しました。

しかし、この解雇された人は非常に怒り、会社に対し脅迫をしました。彼は、会社に対し、イギリス人である私を雇用していたことを労働局に訴える

と言いました。このことは労働局に知れたら会社にとっても具合が悪いだろう、タイでの仕事がやりにくくなるだろう、知られたくなければ退職金をもっと上積みしろ、という脅迫をしたわけです。そして、彼は、通常の退職金よりも3~4倍ぐらい多い額を手にしたわけです。それに加えて、会社の方は弁護士費用もかかりました。これは、実際の話です。ですので、非常に真剣に、慎重に考えていただきたいというのが私のアドバイスです。

外国人の所有に関する規制について話を進めましょう。最も重要な制限としては、外国人事業法関連のものです。外国人事業法は、外資がタイでビジネスをすることに対する制限ということで、どのような業種が制限を受けるかについては、その性格により判断されます。大体40ぐらいのカテゴリーがあって、これらが制限対象になっています。今日はそれら全部については触れませんが、一般的に言えば、サービス業関係が規制の対象となっており、外資は参入できないということになります。つまり、サービス業については、日本が大半の株式を持つということではできません。しかし、製造業についてはオープンになっています。したがって、日本の自動車のメーカーは、タイにおいて製造業を行うということが可能です。

というのも、今、タイは、自国の市場をいわば東南アジアのデトロイトに位置付けたいという考えを持っており、このため自動車関係については多くの部分がオープンになっています。多く

の日本の企業が、おそらく 10 社ぐらいの日本の企業が、このようないきさつから、タイで製造業を行っています。

しかし、問題も起こりうるのです。どういうことかと言いますと、子会社が複数ある場合、それぞれの子会社に IT 部門があり、会計・財務部門があり、あるいは人事部門があるということをして、合理化してこれらの業務をすべて一つの子会社に集めたらどうか、あるいは持株会社に集めたらどうか、そしてそこからすべての子会社にそのようなサービスを提供するようにしたらどうか、ということが考えられますが、それはできないのです。つまりそれらはサービス業だからです。IT はサービス業ですし、財務・会計もサービス業です。人事もそうです。ですから、それはできないということです。外国人事業法があるので、日本の企業が、合理化の観点からこのような形での事業の再編成ができないということです。

しかし、この問題の是正法はあります。それについては、後で FTA について説明をする際に触れたいと思います。

また、投資委員会についても触れておきます。BOI では、特に外資の導入を促進したい重点部門というものを設けています。これらの部門については、インセンティブ措置があります。例えば免税期間があるとか、完全子会社を保有する特権を与えるなどです。ただ、問題もあります。タイ政府は、今後タイの経済の発展のためにどの分野が重要かということを決めますが、政府というのは将来の傾向を読むのは得意ではありません。とりわけ、経済予測な

どは不得意です。市場のほうが速く進んでしまいます。市場におけるトレンドというのは、必ずというわけではありませんが、ほとんどの場合には政府よりも速く動くわけです。ですから、タイ経済の中でどの分野に重点を置くべきか、ということについてのタイ政府の予測は、必ずしも正しくはないということです。

他の規制についてもお話をしておきましょう。例えば、外国人は土地を保有することはできません。銀行保有もできません。保険会社の保有もできません。タイの法律については、たくさんきっちり調査しなければなりません。外資の規制に関するものがたくさんあります。例えば、人を雇うためのリクルートメントの会社については、タイ国籍の者、つまりタイの会社でなければ、そのような人材確保、人材採用のような事業をタイ国内で行うことはできないのです。

さて、タイにおける今後の規制緩和に向けての展望についてお話ししますと、私の個人的な見解ですが、自由貿易協定 (FTA) がポイントになると思います。ここで注目すべきであるのは、いわゆる関税、トマトの関税を 40 から 20 に下げるとかそういうことではなく、自由化ということです。この自由化というのは、関税だけではなく、投資の自由化でもあります。WTO によれば、ある国に対して特権的な待遇を与えた場合、他の国にも同じような待遇を与えなければなりません。つまり、地域的な貿易協定が発生することになります。タイと米国に関しては、今、

FTA の交渉中です。オーストラリアとは締結済みです。FTA に関連して、EU のことに言及したいと思います。EU というのは、FTA ではありません。例えば、アメリカとチリの間においては FTA の話が挙がりますが、EU というのは FTA の形式を採っていません。EU は通貨協定であり、WTO の言うところの FTA ではないのです。例えば、ドイツの会社はフランスで事業を行うことができますが、米国・日本の会社は同じような事業会社をフランスに設立することができません。WTO は、このような規制がかかっているものについては FTA には当たらないとしています。

タイとオーストラリアの FTA については、すでに交渉が終わり、締結済みです。この FTA は、基本的には開放化というものを目指しています。投資を促すということです。タイの外国人事業法の下では、外資は小売業を行うことはできません。ただ、ウォルマートとテスコは例外になります。タイ・オーストラリアの FTA によれば、オーストラリアの会社は、タイでオーストラリアの商品を売ることができることになります。ただ、最低資本金というものがあって、100 万バツぐらいになりますので、およそ 20 万ドルぐらいでしょうか、それぐらいが必要になっています。一方、今は、日本の会社が小売業を行う完全子会社をタイに設立することはできません。

タイとオーストラリアは FTA を締結しましたが、アメリカとタイはまだ交渉中です。内容についてお話をしようと思えば 5 週間ぐらい必要になって

くるので、今日はしません。両国は、非常に広範囲の協定を結ぼうとしています。米国側としては、外資の導入の完全自由化を目指しています。土地に関してはまだ少し問題があるかもしれませんが、タイが外資に対して完全に開かれることを目指しているのがアメリカです。ただ、その効果としては、アメリカだけではなく、基本的にはすべての経済自由化が他の国に対してもなされることになるでしょう。その点については、アメリカもそれを目的にしていると公表しています。

ウルグアイ・ラウンドについては、交渉がうまく行かず決裂しました。ウルグアイ・ラウンドについて反対の国がたくさんあり、関税を下げるころまで行くことができなかったわけです。FTA というのは、関税を下げて、世界をもっとフラットにしていこうというものです。

さて、日本・タイの FTA 交渉です。前にも申し上げた話ですが、ある日本の親会社が 10 社の子会社をタイに持っているという場合には、効率化を図るために、人事や IT などの部門はタイの中で一つにまとめたいとするでしょう。FTA が締結されれば、そのようなサービス、事務処理等を行うための会社を一つ設けることができます。つまり、大きな日本の会社が今までのタイの事業計画の拡大に伴って 10 個の子会社を持ってきたのが、一つの持株会社にまとめてしまって、その下に別の実質的な事業を行う子会社をぶら下げることができるようになります。そうすれば、IT、経理、人事のような部門

を各子会社の中に入れるのではなく、それらが統合された、それだけを行う会社を持つことができるようになります。

また、タイが日本以外の国に優遇的待遇を与えた場合には、タイは、同じような待遇を日本に対しても与えることを「考慮する」とされています。私見ですが、この意味については、日本とタイの力関係を考えれば、日本がタイに対して少し圧力をかければ、タイは他国に対するのと同じだけの待遇を日本に与えるでしょう。このことにより、最終的には、日本もタイも Win-Win、どちらも勝つ関係に持っていくことができるものだと思います。FTA というのは、一つの国だけが勝ち組になるような形の協定ではありません。効率というのはそのような形で上がるものではありません。経済の自由化を行う、開放することにより、市場の効率が上がり、競争が促進され、基本的にみんなの生活水準が上がっていくということです。また、これにより、よい循環をもたらすこととなります。なぜならば、外資の投資自由化を行えば、外国からの直接投資が増えていくからです。そうすれば、例えば銀行業でもそうですけれども、法の支配の透明性が高まることとなります。また、法の支配の透明性が上がれば、腐敗も減り、さらに外国直接投資が増えるという良い循環をもたらされます。一つの良いことが他の良いことにつながっていくということとなります。外国の投資が促進されれば、国内の市場の透明性が上がり、経済が発展し、また外資を呼び込

むことができるということになります。このことは、経済的にまだ進展していない国にとっては大変に重要です。

ただ、透明性の確保には、言うは易し、行うは難しというところがあります。例えば、外資が銀行を所有することについても、まだ強く規制がかかっています。しかし、これを外資に解放することにより透明性を上げていけば、経済が発展し、GDP も上がっていくでしょう。

タイについて、東南アジアのデトロイト化を目指していると申し上げましたが、タイというのは、実質的に投資を自由化しようとしています。実際には、自動車関連業においては、すでにほとんど完全自由化をしています。これが、タイが近隣諸国に対して優位性を持つことができる理由だと思います。自動車業界は他の国にも進出をしています。しかし、タイの中では非常に強い業界になっています。これは、タイにとって非常に良いことだと思います。自動車業界における様々な障壁を撤廃してきたことにより、タイの経済は盛んになったということです。

質 疑 応 答

○会場 外国人事業法との関係で、サービス業と製造業では、外国企業が入っていくには取扱いに違いがあるというお話を頂きました。その後、FTA が締結されれば、一つの持株会社の下に、従来 10 社ほどあった子会社、例えば日本会社の子会社が統合できるようになるだろうというお話がありました。

この FTA が締結されれば一つの持株会社に統合できるというのは、これはタイの特別事情によるものなのでしょうか。それとも外国人事業法と関係があるのでしょうか。それとも FTA の一般的な傾向と考えていいのでしょうか。つまり、他の国においても同じような状況が生まれると考えてよろしいのでしょうか。

○マンシル 一つの持株会社に統合することについては、FTA の傾向として起こる事象ではないと思います。単に事業会社の効率化を求める姿勢によって出てくることだと思います。タイに 10 の子会社を持っている日本の親会社に選択肢が与えられるということです。つまり、10 個のその会社を一つにまとめる選択肢もありますし、何か経済的な、あるいは他の理由により、10 社のままにしておくという選択肢もあります。IT や財務のところだけを一つの会社あるいは持株会社にしてしまう、あるいは、サービスの提供を行う会社を設けて、その他の子会社の事業をそのサービス会社に行わせる、そうした選択肢がたくさん生まれる、つまり、自分の経済的合理性に応じて最適な選択肢を選ぶことができるようになるということです。FTA が締結されれば、そのような選択肢を持つことができるようになるということです。

○会場 質問があるのですが、まず一つ、タイにおいて投資をする場合には PLC の形を採るのがよいという話がありました。この PLC を、株式会社に変えることはできるのでしょうか。

二つ目ですが、投資促進措置について、減税・免税措置や本国への送金を自由にする措置などがあると思うのですが、他にインセンティブ措置のようなものがありますか。先ほどのお話の中では、例えば企業が再編成をするときに完全子会社を保有する特権が与えられるということだったのですが、これは措置の一つという位置付けで、それによって外国からの投資を促進しようということが狙いなののでしょうか。

○マンシル 最初に質問のあった企業形態についてですが、カンパニーについては二つの形態があります。公開株式会社 (Public Limited Company) と非公開会社 (Private Limited Company) です。公開株式会社と非公開会社との違いですが、公開株式会社ということになりますと、少なくとも 15 人の株主がいなければなりません。また、タイにおいて上場の能力があることが必要です。すべての公開会社が上場されているわけではありませんが、上場しようと思えばその力があるということが必要です。つまり、上場基準を満たすような十分な条件を確保できるということです。

二つ目の質問ですが、投資委員会が他のインセンティブ措置を用意しています。例えば、税金関係では、免税期間が 7 年間ある、というものもあります。また、いろいろな関税、例えばマシンの輸入ということについてはこれを免除しようというものもあります。

○司会 マンシル様、ありがとうございました。

講演第3部

「フィリピンの企業動向について」

講師：SGV社 パートナー

公認会計士兼弁護士

ルイス・ホセ・フェラー

○フェラー 皆様、こんにちは。本日は、



空も晴れ、美しい日となりましたが、わざわざ建物の中にお越しいただいたという事で、申し訳なく

と思っています。

フィリピンは、常に多くの日本企業を受け入れる受入国として、日本の投資対象になってきました。東芝、富士通、トヨタ、ホンダ、三菱、日産、松下、住友などの各企業がフィリピンに進出し、活動を続けています。日本の企業は、多くの年月をかけて進出をし、日本はフィリピンにとって大きな投資国となっています。フィリピンに対する海外からの投資国としては、日本は、アメリカに次いで、第2位に位置しています。

我が国は投資受入国として、日本から多くの借款を得ています。例えば、ADB（アジア開発銀行）、そしてJBIC（国際協力銀行）などからの資金、支援を仰いでいます。マニラをはじめとするフィリピン国内で、多くのプロジェクトが進行しています。したがって、フィリピンは日本の企業にとって非常に重要な相手先であり、また、経済開発にとって非常に重要なパートナーと位置付けられるでしょう。

2005年のフィリピンは、5.5%の経済成長を遂げました。GDPは7%の成長であり、これは2004年の5.5%を上回っています。インフレ率はどうかといいますと、一桁台に収まっています。至上最高の石油価格にもかかわらずです。2005年の初めが8.5%で、年末が6.6%でした。

また、対外的な面についても、過去1年間、多くの進展がありました。例えば、国際収支については、黒字に転換しました。24億ドルです。前年においては、赤字でした。また、外貨準備高も1,850億ドルに達し、非常に大きな額になっています。そして、対外負債も、2004年より減っています。ただ、長期になりますと90%ぐらいということで、まだ長期のものが残っています。すなわち、短期よりも長期の方が多ということです。そして、WB（世界銀行）やADB、JBICといった様々な機関から、資金供与あるいは借入を受けているということです。

今、統計値についてのお話をしました。統計値からは、フィリピンの経済の今後の見通しは、非常に楽観視することができるといえます。フィリピンの経済は善戦しているといえることができます。しかし、フィリピン中央銀行によれば、もう少し慎重に考えるべきということです。フィリピンは、もっと改革を進めなくてはならない、それによって、今までの大きなプラスの動きを更に健全なものにしなければならぬ、そして、消費者の消費志向を損なってはならない、ということです。

これから、2005年のフィリピン

経済についてのいろいろな点について触れたいと思います。まず、海外で働いている人からのフィリピン本国への送金についてですが、110億ドルという史上最高額を記録しました。しかも、インフォーマルなルートでの送金のこと考えると、更に増える可能性があるわけです。フィリピンでは、家族というものが非常に重要視されています。海外で働く人が、常に本国にいる家族に対して、あるいは親戚に対して、送金をします。それは、当然、フィリピン国内における消費や生産の増加ということにもつながっていきます。

また、2005年の経済特区への投資額は671億ペソであり、35%アップしたということです。ここでどのような分野のビジネスが行われているのかといいますと、ビジネスのアウトソーシング、また、医療、法律関係、更に、コールセンター、エンジニアリングデザイン、アニメーション関係などがあります。

今、我が国は、ワールドセンターとして、コールセンターが集中しており、様々なビジネスのバックオフィスの機能を果たすようになってきました。プロクター・アンド・ギャンブル社もそうですし、シェル、カルテックス、アイ・ビー・エム、ヒューレットパッカードなどが、バックルームのオペレーション、バックオフィスをフィリピンに構えて、これらの企業のネットワークの拠点を置いています。

更に顕著なのは、電子関係、特に半導体関係の進出が盛んになってきました。38%伸びたということです。また、

69のITのプロジェクトが承認されています。これが2005年の動きでした。

このように財政が非常に良くなっていることについては、法律の整備とも関係しています。立法化されたもののうち、まず一つが、BATと呼ばれますが、2005年11月の付加価値法でした。付加価値の税金ですが、現在はガソリンや石油といった、以前は除外されていたものが入っています。BATの率は31%から始まりましたが、今は10~12%上がっています。そして、法人税は32%から33%に増額されます。また、アルコールやたばこ製品に対しても税金が課せられるようになりました。これは、シン・タックス(Sin Tax)、すなわち罪に対する税金ということです。

もう一つが、アロケーション・タックス・ロー(allocation tax law)と呼ばれるものです。つまり、税収を最大限にしよう、徴税を効果的にしようというものです。政府は、税収を確保するためのプログラムを作っています。すなわち、RATE(Run After Tax Evader)と呼ばれていますが、脱税者を追っかけようというプログラムなのです。2005年の3月から、脱税事件が1週間に一つは挙げられています。その中には、良く知られている映画俳優などが入っていますし、女優で人気のある人も入っています。ポップス・シンガー、ドクターといった名声の高い人たちも脱税したということで罰を受けました。それは今後も続くでしょう。

また、関税については、密輸に対しての罰則を厳しくしようとしています。それと同時に、情報提供をしてくれた

人たちに報償を与えるというプログラムも用意されました。100万ペソが最大限ですが、インセンティブとして働きます。例えば、省庁に情報を提供して、密輸や脱税の摘発につながった場合には、報償が与えられるわけです。

このように歳入関係の法律が制定されたり、制定への取組がされており、国税庁を中心にして政府の歳入を確保しようとしています。それが予算の赤字削減に貢献したと思います。赤字額を1,800億ペソから1,400億ペソに削減することに成功しました。そして、2008年までには予算の均衡を図ることを目標にして、努力が続けられています。

では、2006年以降のフィリピン経済の見通しはどうか。まず、フィリピン中央銀行の見解です。ここは、フィリピンの経済的指標や見通しを出している機関ですが、フィリピン中央銀行によれば、フィリピン経済は拡大基調であり、また、そのペースは堅調であるということです。今後は、サービス部門が中心になり、また、工業や農業も中心になると思われるが、原油価格の高騰が、依然今後の懸念材料として残るであろうということです。また、GDPの成長率は5.7~6.7%と考えています。インフレについては、2006年には少し上がるかもしれないということです。それには、原油価格が関係しますし、為替レートも関係します。しかしながら、ペソは安定するというので、それが一つの重要な要素になります。その背景には、市場の金利は恐らく安定したまま留まるで

あろうということや、政府の財政事情が好転していることがあります。

また、フィリピンへのドルの流入は、出稼ぎ労働者からの送金によるものが大きいですが、これが占める非常に重要な地位は変わりません。また、直接外国投資は2006年も非常に堅調を維持するであろうということです。更に多くの外国投資を促進するような様々な政府のプログラムがあるからです。また、フィリピンにおける経済特区も拡大するでしょう。本年の1月10日までに11の案件があり、3億7,000万ペソの案件の承認となりました。

IT関係のプロジェクトが、経済促進のための非常に重要かつ中心的な存在であることは変わりません。政府は更に投資を呼び込むために力を注いでいるところです。

それでは、主要な企業はどのような動きをしているのでしょうか。まず上位10社を見てみますと、変わっておりません。例えば、東芝は、一貫して上位10社の中に位置してきました。もちろん、伝統的に、ガス、電気会社なども入っています。例えば、マニラ電力会社であるとか、あるいは長距離の電話会社、これはNTTが主要な株主となっていますが、このようなものがあります。また、石油会社では、シェル、カルテックス、ペトロムです。また、ネスレも挙げるべきでしょう。これらがトップ10の中に位置している状況が、ずっと続いています。

最近の更なる動きですが、フィリピンの国内においてコーポレート・ガバ

ナンスが非常に重要視されるようになってきました。すべての公開会社については、それが義務付けられるようになっていきます。コーポレート・ガバナンスですが、これは政府のポリシーと一貫しているということです。良きガバナンスを促進し、マネージメントの良質化を図ろうということです。投資家の信頼も得られるということです。これはフィリピンの資本市場の拡大、あるいはその整備の一環であります。取締役の説明責任も規定されていますし、少数株式保有者の利益を重視することや、外部監査役により少なくとも5年に1回の監査を行わなくてはならないということが規定されています。これは、すべての会社に適用されます。上場・非上場を問わずにです。そして、証券取引委員会に財務諸表を提出しなくてはなりません。また、フィリピンでビジネスを行っている外資の子会社となっている会社も、その証券について登録をし、財務諸表を提供しなくてはなりません。

また、コーポレート・ガバナンスを強化して銀行に対する監視を強めようという動きがありますが、これは中央銀行のビジョンと一貫しています。その背景にあるのは、フィリピンにおいては、大きな銀行は一握りであって、残りのたくさんの銀行は、規模が小さいということです。世界の情勢にかんがみ、フィリピン中央銀行は、今後3年間に銀行業において集中化を行うことを促進しています。今、フィリピンには40ぐらいのユニバーサルバンクがあるわけですが、今後はおそらく5

から6ぐらいになり、自己資本力を備えたものに絞られていくでしょう。金融市場、金融機関を整備するためには、構造改革を行う必要があります。バランスシートの改善も重要です。特に焦げ付き債権については、その対応をきちんとすることが必要です。また、銀行システムを国際的基準に合わせることも必要です。市場による規律を受けるようなシステムにするということが必要です。そのような努力があるわけですが、今、特にバーゼルⅡの提案の枠組みにつき、国内の銀行でも遵守させようとしています。また、フィリピン中央銀行は、フィリピンの財務諸表や会計基準を国際的な監査基準と合わせていこうとしています。このように、フィリピン中央銀行は、ガイドラインを定めて銀行の監督権限の強化に努め、リスクの管理をしようとしています。銀行が自分の抱えているリスクについて、きちんと評価ができるようにすることを目指しているわけです。

今、フィリピンの議会では、財政的な奨励策の検討のための法案を策定中です。つまり、投資委員会のように、財政的なインセンティブを与えることのできる省庁に関する法律について、策定中です。また、税制優遇措置ですが、パイオニアと言えるような業界を九つほど定めて、インセンティブを与えようとしています。例えば、今までに比べて収入が5%上がった場合には、法人税を旧来の税率からぐっと下げるということを考えています。

日本の会社は、このインセンティブを受けて、経済特区内に進出しようと

しています。最初の4～5年は免税措置を受けることができますし、その後も5%という優遇税率を受けることができます。この裁定の基準となる収入の計算についても優遇措置を受けることができます。ただし、これらは輸出主導型の企業であることが前提条件になっています。

外資についてですが、子会社の形で、あるいは駐在事務所、地域本部、あるいは合併という形の進出があると思いますが、輸出主導型企業であれば、そのような企業形態のものを完全に所有することができます。ただ、例えば土地の所有に関しては、フィリピン国籍者でなければ土地を保有することができません。法人の場合は、その60%がフィリピン国籍の法人でなければ土地の所有はできません。土地を所有する、あるいは不動産業の業態の場合には、外資は最大40%までの持分しか認められません。

また、別の法制度についてお話しておきます。最近、最高裁が出した判決ですが、鉱業に関する法律が合憲だという判決が出て、これにより外資がこの業界に参入することができることになりました。天然資源、その中でも鉄、銅等の鉱物資源の採掘に関して外資の参入が盛んになりつつあります。鉱物資源の採掘に外資が入ってくるようになるようになりました。以前は炭坑業の会社が非常にたくさんありましたが、外資の登場により数が減り、企業再編の流れの中にあります。

また、もう一つの顕著な傾向としては、吸収合併が増えています。これは

銀行業界だけではありません。昨年は108件の合併がありました。その中でも、統合合併と言えるのは2件しかありませんでした。その背景ですが、一つには、会社間の利害対立を減らすということがあります。それから、もっと幅広い製品群を獲得し、顧客ベースを強化し、その結果、合併後の会社の効率的な運営を図り、財政基盤を改善するということがあります。

ただ、フィリピンでは、吸収合併を行うことだけが効率の良いやり方ということではないと思います。他の戦略も、例えば提携ですとか合併ですとか、そうしたやり方も可能だと思います。例えば、コカ・コーラ社とネスレが、飲料部門で合併を作りました。新しい付加価値のある事業を行うことを目的にしています。

経済成長の戦略の一つとして、フィリピンは外国投資の奨励を考えています。そのためにも、世界の中でのベストプラクティスといえるような制度を導入しようとしています。それにより、経済の発展を促そうとしているのが、今のフィリピン政府の考え方です。

私の講演は以上です。御清聴ありがとうございました。

質 疑 応 答

○会場 現在、フィリピンは、二国間の自由貿易協定について他国と交渉中でしょうか。

○フェラー 数か国と交渉中です。フィリピンというのは、適応能力の高い国で、国際的な基準ですとか事業のやり

方に自由に合わせていこうという気風があります。

○会場 経済特区についての質問です。フィリピンにおける経済特区において与えられるインセンティブについて、先ほどのお話によりますと税制優遇措置があるというお話でしたが、もう少し説明をいただけますか。また、それ以外の優遇措置はどうでしょうか。

○フェラー 経済特区というのは、フィリピンの大統領が指定するある特定の地域です。その地域に進出すると、法人税の免除をはじめとする優遇措置を受けられます。この優遇措置については、どのような業種なのかによって、何年間受けられるかが変わってきます。パイオニア的な役割を果たす企業なのかそうではないのか、また、先端技術を使っているハイテクの会社なのかどうかなどによって変わってきます。ハイテク企業であれば免税措置も長く受けられます。また、どれぐらいの従業員を抱えているのか、輸出にどれぐらい関与しているのか等々が考慮されます。そのようなインセンティブは、その地域に特有の設計がされており、その地域に適したインセンティブが設けられています。

免税措置ですが、これは4年から6年の期間になります。また、2年の延長が可能です。ただし、延長については、先ほど言いましたいろいろな要素を考慮した上で許可されます。また、5%の優遇的な税率ですが、これについてはすべての支出経費を差し引くことは許されていません。しかし、それでもある部分については免除をした形

で、課税されます。また、機械類をその経済特区地域の中に持ち込む場合には、関税はかかりません。主な奨励策はそのようなものです。

この5%の優遇税率ですが、これは地方税や法人税だけではなくて、不動産取得税ですとか、保有税ですとか、そうしたのものにも適用されます。

○会場 直接的にフェラーさんの講演内容と関係がないかもしれませんが、興味があるので教えてください。フィリピンにたくさん日本企業の子会社があるとおっしゃいましたが、その日本企業の子会社はフィリピンのマーケットに上場していたりするのでしょうか。もし、上場していないのであれば将来的に上場する可能性があるのかどうか、また、証券取引委員会が何らかのルールを作ったりして開示義務などが強化されるということはあるのでしょうか。

○フェラー ほとんどの外資は100%子会社を持っています。その子会社が上場したいかどうかということですが、これは、その株式を少なくとも10%を市場に公開するかどうか、それを行いたいかどうかという問題だと思うのです。今、その子会社の100%の支配権を持っているのに、それをあきらめるかどうかということです。ただ、カルテックスのような石油会社については、株式を公開しなくてはならないと義務化されています。少なくとも10%を株式市場に流し、それによって市場で買えるようにしなくてはならないとされています。したがって、上場するか非上場のままとするかということですが、ビジネスの形態が石油関係かどうかと

いうことも一つの要素ですが、やはり、会社が本当に完全保有をあきらめるかどうかということの意思にも関係すると思います。

○会場 コーポレート・ガバナンスに関する質問ですが、フィリピンにおいては、独立の監査役がいて、コーポレート・ガバナンスについての監督をするのですか。

○フェラー はい。株主が外部監査役を指名します。フィリピンでは、すべての会社、これは公開会社でも非公開会社でもですが、きちんと監査を受けた財務諸表を証券取引委員会に必ず提出しなければなりません。その際に、監査役が監査した財務諸表が必要になります。株主総会で年に一度外部監査役を選任します。また、独立監査委員会を設置しなければなりません。実業界で尊敬されている人々、企業実務に関して評判を得ている人々が任命されます。また、会社によっては、報酬委員会というものが置かれ、企業の役員にどれだけの報酬を与えることに正当性があるか、合理性があるかということについて、委員会の設置が求められる場合があります。米国などでは、役員に対して非常に高額な報酬を支払い、それが企業にダメージを与えてしまうということもありますので、フィリピンではそのようなことを行っています。

○会場 今の講演の中で、今、フィリピンでも、多くの企業の合併や集中が進行しているということでした。また、政府の姿勢としても、それらについてのレギュレーション、ルールを作っているということでした。逆に、フィリ

ピン政府が、このような合併とか、あるいは企業買収等々についての制限を課しているようなことはありますか。

○フェラー 少なくとも法律で定められた条件を満たしていれば、企業の合併・統合に関してはそれ以外の制限はありません。しかし、例えば、企業の合併・統合により独占状態が発生するような場合は、それに対する制限がかけられる場合があると思います。

一つの分かりやすい例は電力会社ではないでしょうか。電力産業については、特殊な性質があると思います。発電会社があって、送電会社があります。そして、送電会社は、発電所から電力を受けて送電するわけです。山の方には発電所があり、都市の方に行きますと、送電会社があります。発電会社と送電会社は株式の持合いもできませんし、合併もできません。これは独占につながるからです。電力の独占ということになりますと、消費者の利益を損なうからです。このような特別な例以外では、特に制限するものではありません。

○会場 フィリピンにおいては、外国会社とフィリピンの内国会社とが合併することは可能なのでしょうか。

○フェラー 今おっしゃった外国企業というのは外国人が完全所有している会社のことだと思いますが、フィリピンで設立されればフィリピンの会社ということになります。そうであれば、その外国の会社が別のフィリピンのローカルの会社と合併することは可能です。それについては、規制はありません。一番多い事例としては、製薬業界の合併が多かったです。

○司会 フェラー様、ありがとうございました。

講演第4部

「法によるアジアの平和のために」

講師：財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明 夫

○原田 私はこのセミナーの企画に関与している財団法人国際民商事法センターの理事長を務めております。今日の私の話には、



「法によるアジアの平和のために」という題をつけております。「アジアの平和のために」ということは理解しやすいのですが、「法による」というのはどういうことかと皆様方はお思いになると思います。戦後、日本が60年間をかけて戦争で壊滅的に破壊された後、平和を取り戻して、経済的に豊かになってきました。その60年の歴史を考えますと、その平和のありがたさを考えまして、そのために何をしたらいいかということを考えるのです。私は法律家の一人ですから、法によって平和をつくりたい、法によってアジアに平和を持続させていきたいということが希望です。

法というのは一つの法律ではなくて、広く法原則といいますか、できるだけ多くの人によって分け合える法原則をみんなで探して、そして、それによって平和な世界を、平和なアジアをつくりたいというのが私の気持ちです。と言いますと、皆様方はそんなこ

とができるだろうかとお考えになるかと思えます。私はそういう意味では、自分は dreamer、夢見る人間ではないかと思うようになりました。皆様方は、“I'm a dreamer”という歌を聴いたことがありますでしょうか。この世界において戦争が起こるかもしれないという危険性 (threats) があるときに、法によって平和をつくることができるかどうか、それは夢ではないかと考える人が多いと思います。しかし、私はそのことは可能だと思っていますので、そういう意味で私は夢見る人間であります。

私は1939年に生まれました。戦争が終わった年が1945年ですから、そのときは5歳でした。そして、1965年に法律家になりました。政府の法律家 (Government Lawyer) になったのですが、それから40年間、政府の法律家の仕事をして、一昨年、2004年の夏に退官いたしました。その間、いろいろなことを経験したのですが、いちばん大きな経験は1975年から3年間、アメリカの日本大使館に出向いて外交官の仕事をお手伝いしたことです。その3年間に様々な法律的な問題がアメリカと日本の間で起こりました。その間の有名な事件はロッキード事件でした。Lockheed Affairs というのですが、日本政府の高官がアメリカのロッキード社という航空会社から航空機の売り込みに関して多額のお金を受け取ったという bribery (贈収賄) の事件でした。その事件を解決するために、私は手続の面からどう処理するかという点で関与いたしました。

それ以降、私は特にアメリカと日本
の間で様々な法律問題が起こるときに、
それに携わったわけです。そして、そ
の間に私が考えましたのは、後で少し
触れますが、アメリカと日本、この両
国の間では法律というもの、紛争を解
決していく法的な手続について非常に
違った考え方があるということに気が
ついたのです。

それは、皆様方、御承知のとおり、
アメリカでは多種多様な人種、文化等
を背景として、最終的には紛争が起き
ますと、それは裁判所で解決しよう、
司法手続で解決しようということが、
まず考えられます。そのために法律家
(Lawyer)が関与いたします。ところが、
日本ではよく「出るところへ出る」と
言います。「出るところへ出る」とい
うのは裁判所とか警察へ行くことをい
うのです。日本では「出るところへ出る」
と言いますと、けんかになったという
ことなのです。

日本の社会では紛争が起こりますと、
できるだけ出るところへ出ないで、内
輪で、内部で、コミュニティの中で、
親分に相談したりして解決しようと
します。ですから、弁護士が雇われたり、
出るところへ出ることになる、けん
かになったということを示すという感
覚さえあったのです。今は相当変わっ
てきましたが、根本的には変わらない
かもしれません。

あまり詳しいことは申し上げません
が、この違いは大変大きいのです。そ
れがいろいろな形で現れてきます。し
かし、私は自分の関与したいろいろな
経験の中で、それだけ違った考え方同

士のアメリカと日本の間でも、本当に
双方が理解し合えたら、共通の解決策
を見つけることができるというふうに
確信するようになりました。

アメリカでは法律家の数が日本より
随分多いのです。そして、人々は問題
があるとすぐ裁判に訴えるという方法
が採られます。確かに法律家は個人個
人の利益を最大限に守るために、対立
的に裁判の場で闘うということがよく
言われます。これに対しては1980
年にハーバード大学の当時の法学部長
であったデレク・ボク学長が『TIME』
という雑誌で、こういうことを言われ
ました。「『アメリカでは司法手続が対
立的に過ぎて、法律家が市民に有効な
法的解決手段を提供し得ていない』、そ
ういう問題がありますよ。」と。そして、
アメリカでも和解と利害調整のための
より穏やかな手法、対立して訴訟をや
るより、より穏やかな方法が社会全体
の利益のためにいいこともあるという
ことを主張しました。私はびっくりし
ました。アメリカでもそういう意見を、
アメリカの代表的なロー・スクールの
学長が言われたのです。

しかし、その頃、同じハーバード大
学で「Negotiation・Project」という研
究所ができました。そこでは人間に関
するいろいろな科学を総合的に研究し
て、どうしてNegotiationをするかとい
うことを研究するのです。それはアメ
リカでは法律家として必須科目と考
えられているとお聞きしました。

そのように日本とアメリカと違うよ
うに見えても、アメリカのそういう法
律の世界において、我々日本人から見

ても正しいと思われるような、より穏やかな手法をもう少し取り入れようという考えがあるというということです。

実際、私は様々な経験の中で、そういう非常に優れた法律家に会ったことがあります。そうになると、単なる「綱引き」、「勝った・負けた」ということではなくて、状況をよく調べて、双方のクライアントが納得できるような解決を、より広範囲に、そして時間的にも空間的にも包括的にとらえて正しい解決方法を探ることが可能になる場合があります。そうした場合は交渉者 (negotiator) としての法律家は、相対して敵対するのではなくて、*shoulder to shoulder*, 肩と肩を並べて同じ方向を別な角度から見て、双方の当事者が了解できる解決策を作ろうということで、一緒に働く人、共働者という意味を持つ場合があります。

私はそういうことによって得られた、個人的な信頼関係は単にその一つ一つの事件だけではなくて、将来にもつながることを感じました。それは仮にその当面する交渉が結局依頼者の考えに合わずうまくいかない場合でも、交渉の当事者は相互の信頼関係、その理解力、想像力、そういうものに対して尊敬できるようになった場合には、将来に開かれた信頼関係になるということです。

私は2004年6月に検事総長を退任させていただいた後、アメリカのスタンフォード大学「東アジア研究センター (CEAS)」からの招待を受けて、学生と Discussion するクラスを持つことになりました。約1年間スタンフォ

ードにいたのですが、そこで私は学生諸君とこの問題について話そうと思いました。入口は違っても出口が同じになりうる、そういうことが法律の世界でもあるのだということを話し合ったのです。

最初、私は、これは個人的な法律の世界の問題だと思っていましたが、2001年の12月に国際連合は一つの報告書を発表しました。2001年は国連では「文明間の対話の年」といわれました。*Dialogue Among Civilizations* です。そして、そのために世界各国から集められた学者や政治家、その他の人たちが相談して一つの報告書を作りました。そのタイトルは“*Crossing the Divide*”というものでした。「断絶を超えて」と訳すことができると思います。この報告書を読みますと、文明間の対立を避けるために一番大切なのは *dialog* だと言うことで、*dialog* をすることによって対立を解消できるはずだということを様々な角度から検討しています。そして、その *dialog* にとって一番大切なのは、相手の言うことをよく聞くことだということです。*Listen to the other side*, そのことが一番大切だということです。

また、その報告書の中で、こういうことが言われています。「対話は価値観を共有し、相互理解を発展させることを目的とする。その目的は自分の知らないことを学ぶこと、異なった意見に耳を傾けること、多種多様なものの見方に心を開くこと、自分自身の思い込みに反省を加えること、言葉には表せないが暗黙に了解し合える事柄を見

つけ出して、人間性の成長のためお互いに最良の行動を探求することにある」と。私はこの報告書を読んで大変感動しました。もしこういうことができるならば、新たに文明間の対話を取り戻すことができるのでは、と思いました。

2001年という年はどのような年だったでしょうか。2001年の9月にニューヨークを中心とするあの同時多発テロ事件が起きたのです。そのことがあって世界中が大騒ぎになったために、この“Crossing the Divide”という報告書は人々から忘れ去られてしまいました。マスコミでもほとんど報道されることがありませんでした。私はこの報告書をスタンフォードの学生と一緒に読むテキストに加えました。

そして今度は2004年、私がスタンフォードに行った年の暮れに国際連合はもう一つの報告書を出しました。それは「より安全な世界のために～我々が分担すべき諸責務」と題するものでした。この報告書によると、世界の脅威(threats)とされているものの実態は、「貧困、伝染病、環境破壊などに起因する社会的な危機、各種の紛争(宗教間、人種間の紛争を含む)、大量破壊兵器の拡散、テロ、組織的犯罪」などであると分析しています。テロとか国際的な組織的犯罪はずっと後ろに退いて、貧困とか伝染病、その他宗教間・文化間の争いがより上位に置かれています。

そして、この報告書は、これらのthreats(脅威)は「複雑に相互に関連しているのです、これらに有効に対処す

るには、国内のみならず国際的な視野を持って、政治、経済、社会的な対策が、総合的かつ包括的判断の下に行われることが必要だ。」としています。一つ一つのそういうthreatsに個別には対応できないということです。

これはかなり厚い報告書ですが、私はこれも学生諸君と一緒に読むテキストに加えました。その中で、私はいろいろな可能性について話したのですが、先ほど申しました法律問題、紛争を解決する手法、そういう手続が、国際的な様々な紛争を解決することにも通用する、そのために使うことができるのではないかと考えたわけです。

私はdreamer(夢見る人)かもしれませんが、第二次大戦後、世界中の法律家が集まって「法による世界平和」(World Peace through Law)の実現に向けて熱い思いで話していた時期があります。今はそういう言葉さえどこかへ行きそうなのですが、私は暴力だけではこの問題は解決しないと思います。今、我々世界が直面している脅威は解消しないと思います。そのためには、もう一度お互いに意見を聞き合って、法の支配によって紛争の解決をすることが平和のために必要で、世界中の人々が平和で安全で経済的にも豊かになるために必要だと考えるようになりました。

そこで考えられるのは、単に対決して相手を除外すること(confrontationとexclusion)ではなくて、和解と包摂だということです。この国連の報告書には随所に出てきますが、reconciliationとinclusion、それが大切だということです

す。私はこういう観点から考えますと、**globalization** ということについても違った目を持って見るができると思います。**globalization** は **WTO** の会議や総合的な関税に関する **GATT** の様々な会議でも、いわば搾取する側と搾取される側、利益を得る側と利益を取られる側が対立する構造として、よく **globalization** の影の部分だということで理解されます。

私は、**globalization** は避けられないことだと思います。**IT** 革命、**Information Technology** とか、交通機関とか、様々な利便によって、人、物、お金、情報、すべてが自由に、速く・安く交流できる世界になりましたから、**globalization** は避けることはできません。そうしますと、**globalization** のそれによって生ずる利益は、一部の国々、一部の人々にだけ有利になるのではなくて、できるだけ多くの世界中の人々によって分けられなければいけない。そして、お互いに利用されなければならないと考えるのです。

それを可能にするためには、共通の法原則を探し出して、それを運用する人たちが必要だということです。そういう観点からしますと、私は今の世の中はフラットな世界になりつつあると思います。より平らな世界です。

アメリカの有名なコラムニストのトーマス・フリードマンという人が『**The World Is Flat**』（フラット化する世界）という本を書きました。それはインドで実際に経験したことに基づいて、このグローバリゼーション、特に **IT** 革命によって人々が短時間に同時に様々な

経験をして、情報交換して、共有することができる時代になったということを行っています。そして、それは必ずや、一方が相手方を一方的に搾取するという関係ではない、フラットな社会になりうるということを示しています。

今年のダボス会議で、前のアメリカの財務長官補で、現在、ハーバード大学学長のサマーズ氏は、こういう発言をしたと伝えられました。「世界は今、大きな革命・大きな変革のときを迎えている。その革命・変革はルネサンスや産業革命にも匹敵する。ついに西洋の世界支配は終わるだろう。アジアが興隆することによって、西洋の世界支配は終わるだろう」。そう言ったと伝えられています。

私は一方的に西洋の世界支配が終わるとは思いません。そうではなくて、これはアメリカの学者であり、前財務長官補であったサマーズ氏が、「世界がフラットになるべきだ」ということを予想して言ったものだと私は解釈します。

私は、今日のような機会もそうですが、法律家あるいは法律に関係する多くのアジアの様々な国の人たちがお互いに **dialog** を深めて、そして意見を交換する、そして、平和のうちに安全な形で知恵を出し合ってグローバリゼーションの利益を分け合う。そのために努力することが大切だと思うようになりました。

そのためには、政府とか、個人とか、企業とか、**NGO** とか **NPO** とか、様々な社会の **Stakeholder** があります。**Stakeholder** というのは利害関係者とい

う意味かもしれませんが、今申し上げたような世界の平和のために人々の共同の利益のために働く Stakeholder は政府だけではありません。企業も個人も NGO も NPO もすべてが協力し合って働くことが必要だと思います。

去年の暮れのロンドンの『The Economist』誌は“The story of man”，「人間の歴史」という題をつけて、最近のダーウィンの進化論についての特集記事を掲載しました。それによると、伝統的なダーウィン主義（Darwinism）の考えでは最適者が生存する、すなわち、競争に勝ったものが生き残ってきたのが人類の歴史であり、動物が進化するのと一緒だと考えられてきた。しかし、最近の Darwinism の新しい発見はそうではなくて、競争も必要だけれどもコラボレーション（collaboration）が大切だということをいろいろな角度から紹介しています。collaboration というのは、私は協力の「協」に「働く」と書く「協働」がいいと思いますが、collaboration ができる個体、collaboration ができる組織、collaboration ができる国が最後に生き残ると思うのです。

力だけ強くて競争だけの個体は、どんなに強くても必ず滅びる。競争力ももちろん必要ですが、collaboration ができない個体は生き残れないというのが新しいダーウィン主義の考え方だということです。

今、世界は平和な方向に行くかと思うと、危険な戦争の方向に行くといった、様々な大きな問題があります。私は子供のころ、日本の戦争を国内で経

験したわけではありませんが、戦争が何を意味するかということを感じました。私は二度と日本は戦争に巻き込まれてはいけないし、また、日本が戦争をしてはいけないと思います。我々の隣人の国々、アジアの国々も同じことだと思います。私は法によるアジアの平和ということが可能だと思うし、そのために我々は努力しなければならないと思うようになりました。

今日、大変長い時間にわたって、アジアの国々から来られた若い方々、また、金沢の人々に集まっていただきビジネス・ローの分野の交流が行われました。こういう機会にも、様々な紛争を解決するための手段を法という道具を使って解決することができる、と私は信じています。私は dreamer かもしれません。私はもう年を取りつつある人間ですが、若いジェネレーションの人たちがそれを共有して、collaboration をしてくれることを心から期待しております。

御清聴ありがとうございました。

○司会 原田様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第10回国際民商事法金沢セミナーを終了させていただきます。

本日は、参加者の皆様には長時間御清聴いただき、誠にありがとうございました。



DEACONS 法律事務所 弁護士 ダグラス・マンシル氏の講演



SGV 社パートナー 公認会計士兼弁護士
ルイス・ホセ・フェラー氏の講演

～国際協力の現場から～

「今後とも国際協力専門官をよろしくお願いします」

大阪地方検察庁統括捜査官（前統括国際協力専門官）

吉川 勉

最近の報道で、米国の世界開発センターなる民間調査機関による「貧困国に対する開発貢献度指数調査」の結果が発表され、日本は2003年以来4年連続で先進21か国中最下位という評価を受けたというニュースを目にしました。私はこのニュースを目にしたとき、やや釈然としないものを感じずにはおられませんでした。報道によると、設定された基準には農産物貿易の開放性とか外国人労働者の受入状況等という項目もあるようで、直接法整備支援活動に結びつくような話ではないのですが、それでも小さな不快感は消えませんでした。

この不快感はどこから来るのかといえば、やはり、私もつい最近まで国際協力の現場の片隅にいたからであろうと思います。国際協力部在籍時に協働・協力してきた JICA、法曹界、学者、民間企業、各種団体の方々の献身的努力に接しながら仕事をしてきた私のような国際協力部 OB にとっては、思い入れがあるせいか、前述のような評価を目にするとやはりため息を禁じ得ないということになります。

さて、私は本年4月に2年間お世話になった法総研総務企画部国際協力事務部門から、古巣である検察庁の現場に戻り、現在は大阪地方検察庁公判部統括捜査官として、裁判員制度等の司法制度改革の波に揉まれ大きく様変わりしつつある古巣で日々の仕事に追われる毎日を送っています。最近、ある事件の公判で、検事と検察事務官が米国に出張し、米国から日本の裁判の公判廷出廷のために証人を招へいする必要が生じました。私は昔取った杵柄とばかりに、本省刑事局国際課、入管局、裁判所、外務省、米国ロサンゼルス領事館等と連絡を取り必要な便宜供与を要請し、パスポートや査証の手配をし、通訳や旅行会社や宿泊先のホテルと打ち合わせし、予算の支出について会計方と相談し、米国又は日本滞在中の足の確保や訪問先のアポイント等のスケジュール調整をして、送り出したり迎え入れたりしました。私にとってはつい最近までやっていた国際協力事務部門での仕事とほとんど同様の仕事であり、違和感なく業務を処理し得たのですが、もし国際協力部での経験がなければもう少し苦労したかもしれません。

顧みますと、国際協力事務部門における事務官の業務の大きな要素として、前述のような送り出したり迎え入れたりする業務がありますが、今までの本誌「国際協力の現場から」では国際協力専門官のこのような日常的業務に触れたものはあまりありませんので若干御紹介しておこうと思います。

長期・短期専門家の派遣の際の送り出しや本邦研修・国際シンポジウム等における研修生や専門家迎え入れの際に生ずる各種のロジスティックな事務を落ち度なく処理することは、

非常に地味な業務ではありますが、派遣や研修等の案件がスムーズに実施されるために重要な業務です。例えば一本の研修を実施するためには、前述したような外国から人を招へいする際の基本的業務に加えて、JICA、JICE、ICCLC（（財）国際民商事法センター）等の関係機関との綿密な打合せ、講師である学者・法曹とのスケジュール調整と講師の所属機関に対する派遣要請、通訳者の確保（当部特有の事情として、対象国の言語と研修内容の難しさから有能な通訳者の確保は非常に重要です。）、国内移動のスケジュール調整はては研修生の庁舎立入票の名札の作成から研修会場の設営等々枚挙にいとまがありません。研修内容の策定については、もちろん教官において行いますが、それに付随する業務として、研修実施に関する法総研内部手続、必要資料の手配、講義用資料の配付分の作成、プレゼンテーション用資料の作成、研修直前にしか提出されない研修生のレジユメの配付分の作成等は専門官の仕事です。

さらに、他の研修等に比べて特徴的なのは、研修生が外国人で、かつ、その国において要職に就いている人ばかりだということです。そうなりますと、懇親会一つにしても各国在日本公館から要人が参加されたり外部の協力機関からも関係者が参加しますので、せっかくの機会を捉えて会話が弾むように専門官が盛り上げ役になったり、料理（といっても軽食の類ですが。）のアレンジにまで気を遣うこととなります（料理については宗教上の問題もあります。）。以上、国際協力専門官が日常的に処理している業務の一端を御紹介しました。

ところで、私は国際協力部在籍時に貴重な経験をいくつもさせてもらいましたが、研修や研究を離れた部分での国際協力部ならではの経験を一つ御紹介します。

法整備支援における研修には、その内容によっては同一人が何回か来日せざるを得ない場合があります。ウズベキスタン法整備支援プロジェクトにおいて実施された研修等において、何度か来日した研修員の一人にプラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ氏（非独占化及び競争、企業活動支援のための国家委員会倒産企業清算管財人監督部長）がいます。当時国際協力部に在籍していたO主任やN主任がウズベキスタン研修に積極的に関わっており、私も彼らを補助する形で、研修や研究の合間に、休日を利用して、ウズベキスタン研修員に日本文化に親しんでもらうため、何度か神戸や京都に案内していました。プラトフ氏とも何回か行動を共にする中になんだか妙に馬が合うとでもいうのかよく話をするようになりました。と言いましても、ウズベキスタンの言語はウズベキ語とロシア語ですが、私はどちらも全く分かりませんので、通訳が同行してくれるとき以外は、双方のお世辞にも上手とは言えない英語で意思疎通を図ることになります（時々ウォッカの力を借りましたが。）。そうして、家族やら地域社会や職場における人間関係やらのことを話していると、彼らの国民性と言いますか民族性と言いますか、かなり日本人と似通ったものの考え方、それも日本の古き良き時代の考え方をしているように感じられ、親近感が増したことを覚えています。プラトフ氏からはイスラム教のコーランの書見台（写真参照）を記念に頂戴し、自宅の本棚に置いてあります。もっとも、私はイスラム教徒ではありませんので、コーランは載っていませんが。国際協力部にいなければ、ウズベキスタンの人々と親交を深めるなどという楽しい経験をすることは恐らく一生なかったはずで、貴重な経験をさせてもらったと思っています（なお、

たまたまウズベキスタンの研修員に関わる話を書きましたが、ベトナム、カンボジア、中国等の他の国の研修員や専門家とも楽しい経験をしました。)

さて、法総研総務企画部国際協力事務部門は法務省の各組織・各地域から異動してきた職員によって成り立っています。それぞれが古巣を3年前後離れて国際協力の現場で仕事をしています(私の先輩の中には在籍5~7年という結構長い人もいましたが。)。この現場は業務内容としてはそれまでの現場とはあまりにもかけ離れており、慣れるだけでも1年以上かかるのではないかと思います。しかもほとんどの職員は慣れない大阪での生活というおまけ付きですから(慣れれば逆に楽しいのではないかと思います。)、最初は結構大変です。

しかし、この現場でしか学び得ないことを経験しながら、少しずつ一人前の国際協力専門官に成長していきます。そのうちに、各自が担当する対象国に実際に赴くことにより、一層その国に対する思い入れのようなものを抱くようになり、それ以前にも増して積極的に関わっていくこととなります。そういう次第ですので、本誌をお読みの関係者の方々にはともすれば御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、今後ともよろしく御協力いただきますよう国際協力専門官 OB としてお願いいたします。



(イスラム教コーランの書見台)

— 編 集 後 記 —

「父子関係認めず」の文字が9月5日付け新聞各紙の一面に掲載されました。生前に残した冷凍保存精子を使って、夫の死亡後に体外受精で出産した子について、亡夫の子として裁判認知を求めた訴訟の最高裁判決を伝える記事です。改正民法が施行された昭和23年当時には想定していなかったことが、生殖補助医療の技術進歩によって可能となり、そのために生じた問題の一つと言えます。裁判官の補助意見として、早期の法制度の整備が望まれる、と述べられていました。

「巻頭言」には、稲葉一生国際協力部長から、「『法の支配』確立に向けた『心』のこもった法整備支援」と題して執筆していただきました。

稲葉部長は、7月6日付け人事異動により奈良地方検察庁から当部にいらっしゃいました。私にとっては、お2人目の部長ということになりますが、稲葉部長が専門官室で私たち専門官と気軽にお話をされる姿が非常に印象的です。

今号は「国際研究」が2本あります。まず、伊藤文規教官から「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」と題して執筆していただきました。

ベトナムについては、現在の支援プロジェクト（フェーズ3）が平成19年3月に終了するため、以後の支援に関し国際協力機構（JICA）等との協議が行われています。

次に、国際民商事法金沢セミナーの講演録を伊藤隆教官から紹介していただきました。

今年度の国際民商事法研修は、平成19年2月5日から3月9日までの日程で開催される予定であり、今年度も同セミナーへの参加が検討されています。

「国際協力の現場から」は、吉川勉前統括国際協力専門官から、「今後とも国際協力専門官をよろしくお願いします」と題して執筆していただきました。現在は、大阪地方検察庁で統括捜査官をされていますが、今でも当部にいらっしゃった当時のことを熱く語られているのを拝見すると、気が引き締まるとともに勇気付けられる思いがします。

我が国が法整備支援を行ってきたカンボジア民事訴訟法が、本年7月6日に公布され、同月26日に施行されました。諸先生方の御苦勞の賜物であり、その偉業の大きさに敬意を表する次第です。

これらカンボジア、ベトナムを始めとする開発途上国に対する近代的な法制度の整備と日本の法制度の整備を同じレベルで論じるべきではないのですが、冒頭の死後生殖を巡る問題では、法整備が果たす役割とその重要性について考えさせられるものがありました。

主任国際協力専門官 西 林 秀 隆